

参議院法務委員会議録第二十五号

第一百四十五回会

平成十一年八月五日(木曜日)
午後一時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

荒木
清寛君

鈴木
正孝君

服部三男雄君
大森
礼子君
平野
貞夫君

阿部
正俊君

佐々木知子君

世耕
弘成君

竹山
裕君

仲道
俊哉君

吉川
芳男君

小川
敏夫君

千葉
景子君

橋本
教君

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務省民事局長

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

労働省労政局労
働法規課長

吉岡
恒男君

陣内
孝雄君

細川
清君

本日の会議に付した案件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三日、内藤正光君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君が選任されました。

○委員長(荒木清寛君) 商法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。陣内法務大臣。

○國務大臣(陣内孝雄君) 商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。陣内法務大臣。

この法律は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、株式交換及び株式移転の制度を創設するとともに、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、金銭債権等につき時価による評価を可能とする措置等を講ずるため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとあります。その要点は、次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、親会社が子会社の発行済み株式の総数を有する完全親子会社関係を円滑に創設するため、株式交換及び株式移転の制度を設けることとし、会社が株式交換を行なうには、株式交換契約書を作成して、株主総会の承認を受け、また、事前に各会社の貸借対照表の承認を認めることとし、さらに、株主等が株式交換無効の訴えを提起することができるとしておられます。株式移転についても、株式交換の場合と

同様の手当てをすることとしております。

第二に、親会社の株主の利益を保護するため、親会社の株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、子会社の株主総会議事録等の閲覧等を求めることが可能となることとともに、親会社の監査役及び検査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるとしております。

第三に、会社の財産状況を適正に表示するため、市場価格がある金銭債権、社債、株式等について、時価を付するものとすることができるとしているとともに、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産額から、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべきこととしております。

次に、有限会社法につきましては、親会社の社員は、その権利を使用するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、子会社の社員総会議事録等の閲覧等を求めることが可能となるほか、親会社の監査役の権限について、株式会社の場合と同様の改正をすることとしております。

最後に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、株式交換及び株式移転の制度の創設及び親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講ずることに伴い、所要の改正をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(荒木清寛君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

ざいます。

持ち株会社創設ということになるわけでございませんが、持ち株会社といいますと、すぐ戦前の財閥ということが思い浮かびます。そうした財閥を解体して持ち株会社を禁止していたこれまでの法規から、今回そうした社会経済情勢にかんがみこれを認めるということです。それが、その必要性についてさらに詳しく説明していただきたいと思います。

○政府委員(細川清君) 御指摘のとおり、独占禁止法は持ち株会社の創設を禁止しております。ただし、平成九年の秋の国会で一〇〇%の持ち株会社が解禁されたわけです。それはすべて解禁しておられます。

裁判所の許可を得て、子会社の社員総会議事録等の閲覧等を求めることが可能となるほか、親会社の監査役の権限について、株式会社の場合と同様の改正をすることとしております。

最後に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、株式交換及び株式移転の制度の創設及び親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講ずることに伴い、所要の改正をすることとしております。

それからもう一つは、政府の規制緩和計画におきましても、やはり現行法の規定では持ち株会社の創設が非常に煩雑であるということから、これを検討して早期に結論を得るようにというふうな制度の改正について検討するようにならうに附帯議決がございました。

それからもう一つは、政府の規制緩和計画におきましても、やはり現行法の規定では持ち株会社の創設が非常に煩雑であるということから、これを検討して早期に結論を得るようにというふうな制度の改正について検討するようにならうに附帯議決がございました。

そういうことを踏まえまして、現在の社会経済情勢を見てみると、やはり私企業の再編にはこういった制度が必要であるというふうに考えておられまして、法制審議会では平成九年の十二月から審議を始めまして、昨年の七月に問題点を公表まして各界の御意見を伺い、その結果を踏まえて本年に入りまして答申をいたしました。この改正法案を提出させていただいた、そういう経緯で

○小川敏夫君 ございます。今回の改正で株式交換あるいは株

○小川敏夫君 今回の改正で株式交換あるいは株式移転の制度というのが創設されることになつておますが、この二つの制度を導入する、その仕組みやそれぞれのメリットについて詳しく説明していただけますか。お願ひします。

○政府委員(鶴川清君) これは比較の立場から申しますと、どういう手段がほかにあるかということを考えてみたいと思うんですが、まず第一点、現行法で一番可能でありますのは公開の株式買い付けでございます。これは現実にキャッシュを出して株式を買い付けるということでございますので、まず資金が必要であるということ。それからもう一点は、買い付けですから、買い付けに応じない会社の株主は常にあるということで、一〇〇%の取得をするることは困難であるということが言われてゐるわけでございます。

それで、もう一つは、今月に二回ある話として、
して、そこに営業譲渡をするということによつて、
持ち株会社をつくることができるわけですが、こ
れはいわゆる抜け殻方式と呼ばれております。こ
れにつきましては、やはり営業譲渡でございます
から、商法上は現物出資なり事後設立というよう
なことになるわけですから、裁判所に検査役を選
任してもらつてその調査を受けなければならぬい
うことになります。それに相当時間がかかる
という問題。

それからもう一点は、さらには、これは個別の資産が譲渡されるわけですから、その資産について不動産である場合にはそれぞれ対抗要件を得な

ければならない。しかも、それが確定前の抵当権のついている債権でありますと根抵当権設定者の個別の同意が必要であるということになるわけですが、これも相当手続上手間暇がかかるということになるわけでございます。

それから、第三者に対しても親会社株式を新株発行してそれでやることもあるんですが、これについてもそれぞれの制限がございますし、また銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併

統の特例等に関する法律というのがございまし
て、これはいわゆる三角合併を認めているんです
が、その仕組みを申し上げますと、A銀行としま
うが、まずA銀行が自分の持ち株会社になるBと
う会社を子会社として設立します。Bという会

が今度はCという銀行を設立いたしまして、もともとのA銀行とC銀行が合併するわけです。そして、合併したときにCが存続会社でAが吸収されれる会社になりますのですが、そのときCはAの株主に対し新株を交付するわけですが、その新

ドイツにおいては編入の制度が認められていて、株式総数の一定の割合を他の会社によって保有されている会社は、その株主総会の決議によつて編入会社に編入されることとされております。

それから、アメリカには「三角合併」と今後推進され
申し上げておるような株式交換制度があります。
これは州法によって若干異なりますが、「三角合併」
だけのところと、両方があるところ、株式交換だけ
があるところといふことがあります。三角合併
制度は、先ほど御説明申し上げました銀行の持ち
株会社設立のための特例法と同じ仕組みでござい
ます。それから、朱氏交換は今回御提案申し上げ

ているのと同じでございます。
そのほかに、これらの諸外国におきましても、
先ほど私が御説明申し上げました、いわゆる抜け
殻方式とか公開買い付けによる方法というものは、
いずれもできることとされております。

その方面、反対株主は意に反して実施されてしまふということになりますが、そうした反対株主に対する手当てといいますか、そこら辺はどういうふうに講じてあるんでしょうか。

よるものですから、当然反対株主があり得るわけ
でございまして、したがいまして、その反対株主の
の、これは少数株主になりますが、権利を保護さ
るということが重要な問題になつてくるわけでござ
ります。

この手続、改正案におきましては、まず株式交換契約等の内容を招集通知に要旨を記載して株主にその判断のよすがを与える、あるいは必要な開示係書類を事前あるいは事後にまで開示しておきま

して、それを株主の閲覧に供することによって判断に供する、そして株主総会におきましては、特別決議を要するものとして慎重な手続をしていくわけでございます。

その中でも、さらに反対であるという株主がお

られる場合には、これは投下資本の回収を認める
という觀点から、反対の株主はあらかじめ会社に
その旨通知し、株主総会に出席して反対の意思表
示をした者につきましては、会社に対して株式の
買い取り請求することができます。

この株式の買い取り請求は、会社とその株主との間で協議するわけですが、その協議がまとまらない場合には裁判所にその価格の決定をしてもらうという申し立てをするということになります。これは非訟事件手続法によるわけですが、裁判所はそこで、この株式交換等がなければ有すべき公正な価格を判断するということになるわけでございまます。

株式交換等がなければ有すべき公正な価格といふのはどうやつて算定するかと申しますと、一般的には、市場価格のある株式については、その株式交換等の話が市場に出回る前の価値を考慮して決めるということになりますし、市場価格がない株式につきましては、これはいわゆる収益還元方式とか類似会社の比較方式とかいろいろございま

うことになるわけでございます。
整理して申しますと、反対株主としては最終的には株式買い取り請求権が与えられているということになるわけでございます。

○小川敏夫君 株式買い取り請求権、この法案の問題だけではなくて、ほかの、現に商法上認められている株式買い取り請求権の場合もそうなんですが、実際になかなか株価の算定が難しくてそういう迅速にはいかない、あるいは株価の算定に当たつ

て、営業権とかのれんとか、そういう無形なもの
の資産価値がなかなか反映されない形で株価が
算定されてしまうような傾向があると思うんで
す。

判断でございます。

他方、公開会社につきましては、証券取引法で開示すべき財務諸表については企業会計原則が適用されるということになつております。これは強制でございます。したがいまして、この公開会

社の関係では、投資家に対して情報を公開するという面におきまして、これは時価評価が強制されるということになるわけでございます。○小川敏夫君 これは金銭債権、社債、株式等というふうにあるんですが、不動産は含まれないんでしょうか。

○政府委員(細川清君) 株式会社が有する資産としての不動産につきましては、正確に分けますと二つあるわけでございまして、一つは不動産会社が持っている要するに販売用の土地、これはいわゆる棚卸資産ですから、商法上の流动資産と同じ評価方法が当てはまるわけでございまして、取得原価主義、または強制低価法、任意的な低価法、その二つになるわけでございます。

それから、それでなくて、工場の敷地とかあるいは本社の社屋とか、そういうものはずっと持っているもので、売買を予定していないものです。こういうものは固定資産で商法上の規定で要するに取得原価を付するということになつております。諸外国の立法例等を見ましても、その後者につきましては原則として取得原価主義というものがとられております。

現在、国際会計基準委員会等でもいろいろ検討はされておりますが、国際的に不動産について時価評価をすべきだという方向はまだ確定しておりませんし、我が国の企業会計審議会でもその方向はまだ出ていないということでございます。

したがいまして、不動産につきましては今回は從来どおりということで、今後、問題があるかどうか研究しなければならぬということでございます。

○小川敏夫君 この法案の趣旨ですと、市場価格が実際の取得価格よりも上がつているときに、価

値が上がつているときに時価を付するのが一般的だと思うんですが、逆に下がつている場合もこれは当然あり得るわけですね。これは選択的ですか

ら、下がつているのをわざわざ表示する企業はないとは思うんです。ただ、外部から見れば、やはり財産状況を適正に表示するという趣旨であれば、やむを得ない事情があるとしても選択的では少し足らないので、企業が都合のいいときだけ、資産価値が上がつているときだけ上がつているよう

に示すのではないかというふうに思つて、ちょっと私は、必ずしも反対するわけじゃないんですけど、もう一つ中途半端かなという気持ちも持つていて。なんですが、そこら辺はいかがでございましょうか。

○政府委員(細川清君) 最近の経済情勢を見ますと確かにそういうことが言えるわけで、ただ商法の原則から申しますと、例えば株式でごらんいた

だけますと、二百八十五条ノ六に規定がございました。第一項は、株式についてはその取得価額を付することを要すと言つております。第二項では、二百八十五条ノ二第一項の規定は市場価格がある株式に準用するということになつています。

○小川敏夫君 そうすると、この市場価格といふのは、要するに証券市場とかそういう公設の市場が開設されて、それに上場されているもの、その市場において取引されているものという趣旨な

ことになります。二百八十五条ノ二第一項の規定は、時価が著しく下がつて取得価額まで回復する見込みがないというときには強制的に低価で評価しなきやならぬという規定がありますから、そ

うなりますと、もう回復する見込みのないときは低く評価することが強制されているわけでござい

ます。それからもう一点でございますが、時価評価を認めるというのは評価の方法として時価評価を認めることですから、ある株式が値上がりしているから時価評価する、ほかのものはしないといふことはできないので、要するに公正なる会計慣行ということになりますと、これはすべて時価評価するならするということになるわけでござい

ます。もう一つは、これは企業会計原則上言われておりますが、会計の評価のあり方として継続性の原則というのがございまして、途中で理由もないの

に勝手に評価の方法を変えてはいけないということがございます。そういうことから、選択制に

ても適切な結果が得られる、問題は生じないのでないかというふうに考えているところでござい

ます。○小川敏夫君 「市場価格がある金銭債権、社債、株式等」とあります。その「等」はほかにどのよ

うなものが考えられるんでしょうか。

○政府委員(細川清君) 国債、地方債というものがござりますし、それから、これは条文には直接出

てきておりませんが、例えばデリバティブズなどを評価するかというような問題もありまして、こ

れもやはり時価評価するだらうということでござ

います。

○小川敏夫君 そうすると、この市場価格といふのは、要するに証券市場とかそういう公設の市

場が開設されて、それに上場されているもの、その市場において取引されているものという趣旨な

ことになります。○政府委員(細川清君) ただいま小川先生の言わ

れたものは、これは取引所における取引価格といふことでございまして、市場価格に今回これを改めています。

それは、公設の取引所における相場といふもの

は当然含むわけですが、それだけではなくて、店頭登録の株式とかいわゆるピンクシートというものがございますが、そういうもののと同じものと考へていただきますとおわかりいただけますよう

に、要するに随时売買、換金できる取引システムがあるということが前提でございまして、それにあって形成されている相場なり指標なり気配というものが市場価格ということになるわけでございまます。

するわけですけれども。

○政府委員(細川清君) これは私がお答えしているかどうかよくわからないんですが、課税の場合には、株式として売却可能なもので売却目的で保有しているものにつきましては、時価評価が高まればそこのところは課税するという考え方だというふうに聞いております。

○小川敏夫君 処分したときではなくて、評価がえたときに課税するということなんでしょう。○政府委員(細川清君) そういうことになるわけですか。

○政府委員(細川清君) そういうことになるわけです。

そうすると、問題が生じますのは、まだ処分しないのに税金を払ったのでそれをどう考えるかということですが、それは会計的に考えれば、

処分した年度に、後の営業年度で処分したならばそこで支払う税金を先に払ったということになりますので、これはそういう税金があつた場合には繰り延べ税金資産ですね、先に払うべきものを今

払つてしまつてますから。要は繰り延べ資産と見ることができますので、繰り延べ税金資産といふふうにその額を計上しておく、貸借対照表のバランスの方に計上しておくということになるわけ

でございます。

○小川敏夫君 そうすると、逆に市場価格が下がって、取得価額よりも下がつて損失が出ている場合に、やはりこれも評価がえたことによって、その前に評

価損が出て段階で損失を計上して、その分他の利益が圧縮されて税額が安くなるということになる

ことがあります。その場合は、先ほどと逆の例でございまして、本来払うべき税金をまだ払っていないという

ことになりますので、今度は繰り延べ税金負債といふことでその額を経理しておくということでございます。これは昨年度から導入されました税効果会計の手法でございまして、それによつてこう

なります。

いうことが認められるようになったわけでござります。

○小川敏夫君 なるほど。そうすると、今度は評価した後また処分する段階では、評価した価格と年数が経れば実際の処分価格が異なる場合がござりますね。それは処分した時点でも調整することになるわけでしょう。

○政府委員(細川清君) だんだん税法の細かい話になってきたので私が責任を持つて答弁することができるわけですが、それはそういうことになるだろうというふうに法律家として思います。

○小川敏夫君 話はまたもつともっと大変に広い問題、一般的な心構えで結構なんですけれども、法務大臣の方にお尋ねします。

商法ではこういう親会社・子会社をつくる枠組みを大きく決めているわけですから、これによつて景気がどうなるか、あるいは従業員の雇用関係がどうなるかとかいう問題には直接関係しないとは思うんです。ただ、こうした商法の問題あるいは経済再生に関するいろんな法制とかそうした問題を考えますと、いわゆる企業のリストラチャチャを促進する一つの流れの中の法律ではないかといふふうにも思える部分があるんです。

こうした改正が経済の再生にどのように寄与すると思われるか、あるいは雇用問題に関してこれがどういうふうに結びつく面があるか、もしお考えがありましたら結構でございますが、お答えいただけましたらお願ひします。

○国務大臣(陣内孝雄君) 総理のもとに産業競争力会議というのがござります。その中の発言等を聞いておりまして、現在の経営者がどういうふうに考えているのかというようなことをお聞きいたしましたからお願いします。

○國務大臣(陣内孝雄君) 総理のもとに産業競争力会議というのがござります。その中の発言等を聞いておりまして、現在の経営者がどういうふうに考えているのかというようなことをお聞きいたしましたからお願いします。

そのことが結果的には日本の景気を回復させ、雇用の増大につながっていくことは間違いないだろうと私も思つておりますし、ぜひこの制度の法整備をしておくことは喫緊の課題ではなかろうかと思うわけでございます。

○小川敏夫君 法務大臣にもしお考えがあればといたことで結構でござりますけれども、雇用との問題ではいかがございましょうか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 今、リストラという中で企業の活力の再生ということが図られていくわけが今非常に深刻な状況に立ち至つていて、これがどうなっています。

これは基本的に就業機会がふえていくということ、それはすなはち経済が活性化していく、そのためにはここで言うような会社の再編というようなものによって足腰の強い企業体ができるからこそ、それが解禁されましたが、解禁されたたわけですね。既に設立された持ち株会社は極めて少くないわけあります。

そこで、独禁法改正による持ち株会社の解禁とそれから今回提案の商法改正との関係についてわかりやすく説明していただければと思います。

○政府委員(細川清君) ただいま御指摘のとおり、平成九年に独占禁止法が改正されまして、事業支配力が過度に集中しない場合には持ち株会社を設立することができるということになつたわけでござります。

そのときの衆議院、参議院の商工委員会の審議におきまして、独占禁止法で解禁されただけでも、現在の法制のままでは円滑に持ち株会社を創設することが困難であるというところから、株式交換制度の導入について検討するようにという意味の附帯決議がなされたわけでございます。一方、政府の規制緩和計画におきましても、このような制度の導入を早期に検討、実現すべきであるということが閣議決定されておりました。

そういうことを踏まえまして、私どもとしましては、現在の社会経済情勢にかんがみ、企業の再生情勢にかんがみまして、株式交換及び株式移転の制度を創設すること、それからまた金銭債権等の時価による評価を可能とする措置を講ずるといふものであります。日本経済の再生にとって重要な法案であり、経済界からは一刻も早い成立が期待されていると認識しております。

○大森礼子君 新聞の記事等を見ましても、企業を完全子会社に、商法改正によって株式交換を活用するとか、こういう記事もございますし、それから目玉の改革として業界が歓迎している、それから事業の活性化が見込める、こういう見出しある通らないと株価が暴落するんだ、こういう記事にも接しております。

○政府委員(細川清君) この法案が成立しますと、持ち株会社の創設が容易になるわけでございまる。そういうことになりますと、持ち株会社に企業グループ全体の経営戦略の企画立案、資金・人材の配分等の本社機能を担わせて、全体としての観点からこれが解禁されました。ただ、その場合にも事業支配力の過度に集中される場合を除いていう限りにわゆる独禁法によって禁止されていたわけですから、二年前の改正で規制緩和といふことで結構でございましょうか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 今、リストラという中で企業の活力の再生ということが図られていくわけが今非常に深刻な状況に立ち至つていて、これがどうなっています。

これは基本的に就業機会がふえていくこと、それはすなはち経済が活性化していく、そのためにはここで言うような会社の再編というようなものによって足腰の強い企業体ができるからこそ、それが解禁されましたが、解禁されたたわけですね。既に設立された持ち株会社は極めて少くないわけあります。

そこで、独禁法改正による持ち株会社の解禁とそれから今回提案の商法改正との関係についてわかりやすく説明していただければと思います。

○政府委員(細川清君) ただいま御指摘のとおり、平成九年に独占禁止法が改正されまして、事業支配力が過度に集中しない場合には持ち株会社を設立することができるということになつたわけでござります。

そのときの衆議院、参議院の商工委員会の審議におきまして、独占禁止法で解禁されただけでも、現在の法制のままでは円滑に持ち株会社を創設することが困難であるというところから、株式交換制度の導入について検討するようにという意味の附帯決議がなされたわけでございます。一方、政府の規制緩和計画におきましても、このような制度の導入を早期に検討、実現すべきであるということが閣議決定されておりました。

そういうことを踏まえまして、私どもとしましては、現在の社会経済情勢にかんがみ、企業の再生情勢にかんがみまして、株式交換及び株式移転の制度を創設すること、それからまた金銭債権等の時価による評価を可能とする措置を講ずるといふものであります。日本経済の再生にとって重要な法案であり、経済界からは一刻も早い成立が期待されていると認識しております。

○大森礼子君 新聞の記事等を見ましても、企業を完全子会社に、商法改正によって株式交換を活用するとか、こういう記事もございますし、それから目玉の改革として業界が歓迎している、それから事業の活性化が見込める、こういう見出しある通らないと株価が暴落するんだ、こういう記事にも接しております。

○政府委員(細川清君) この法案が成立しますと、持ち株会社の創設が容易になるわけでございまる。そういうことになりますと、持ち株会社に企業グループ全体の経営戦略の企画立案、資金・人材の配分等の本社機能を担わせて、全体としての観点からこれが解禁されました。ただ、その場合にも事業支配力の過度に集中される場合を除いていう限りにわゆる独禁法によって禁止されていたわけですから、二年前の改正で規制緩和といふことで結構でございましょうか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 今、リストラという中で企業の活力の再生ということが図られていくわけが今非常に深刻な状況に立ち至つていて、これがどうなっています。

これは基本的に就業機会がふえていくこと、それはすなはち経済が活性化していく、そのためにはここで言うような会社の再編というようなものによって足腰の強い企業体ができるからこそ、それが解禁されましたが、解禁されたたわけですね。既に設立された持ち株会社は極めて少くないわけあります。

そこで、独禁法改正による持ち株会社の解禁とそれから今回提案の商法改正との関係についてわかりやすく説明していただければと思います。

○政府委員(細川清君) ただいま御指摘のとおり、平成九年に独占禁止法が改正されまして、事業支配力が過度に集中しない場合には持ち株会社を設立することができるということになつたわけでござります。

そこで、独禁法改正による持ち株会社の解禁とそれから今回提案の商法改正との関係についてわかりやすく説明していただければと思います。

○大森礼子君 新聞の記事等を見ましても、企業を完全子会社に、商法改正によって株式交換を活用するとか、こういう記事もございますし、それから目玉の改革として業界が歓迎している、それから事業の活性化が見込める、こういう見出しある通らないと株価が暴落するんだ、こういう記事にも接しております。

○政府委員(細川清君) この法案が成立しますと、持ち株会社の創設が容易になるわけでございまる。そういうことになりますと、持ち株会社に企業グループ全体の経営戦略の企画立案、資金・人材の配分等の本社機能を担わせて、全体としての観点からこれが解禁されました。ただ、その場合にも事業支配力の過度に集中される場合を除いていう限りにわゆる独禁法によって禁止されていたわけですから、二年前の改正で規制緩和といふことで結構でございましょうか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 今、リストラという中で企業の活力の再生ということが図られていくわけが今非常に深刻な状況に立ち至つていて、これがどうなっています。

これは基本的に就業機会がふえていくこと、それはすなはち経済が活性化していく、そのためにはここで言うような会社の再編というようなものによって足腰の強い企業体ができるからこそ、それが解禁されましたが、解禁されたたわけですね。既に設立された持ち株会社は極めて少くないわけあります。

そこで、独禁法改正による持ち株会社の解禁とそれから今回提案の商法改正との関係についてわかりやすく説明していただければと思います。

○政府委員(細川清君) ただいま御指摘のとおり、平成九年に独占禁止法が改正されまして、事業支配力が過度に集中しない場合には持ち株会社を設立することができるということになつたわけでござります。

そこで、独禁法改正による持ち株会社の解禁とそれから今回提案の商法改正との関係についてわかりやすく説明していただければと思います。

○大森礼子君 新聞の記事等を見ましても、企業を完全子会社に、商法改正によって株式交換を活用するとか、こういう記事もございますし、それから目玉の改革として業界が歓迎している、それから事業の活性化が見込める、こういう見出しある通らないと株価が暴落するんだ、こういう記事にも接しております。

グループ、これは経営戦略を立てるとか、こういうことも書かれています。国際的競争力を高めうることです。

それから、よく銀行なんかの合併がどんどん行

われましたけれども、もといた銀行の会社の気風

というんですか、中で実際に摩擦が生じている、

こういう事実にも接したことがござい

ます。

そういう面で、非常に積極的に評価される制度である、現行の制度では難しい一〇〇%子会社の設立が、今回導入の株式交換、株式移転制度で容易になる。非常に積極的な面があるわけですが、

しかし一方で、戦前の財閥のような復活とまでは

いかないまでも、経済力の過度の集中による市場

支配の危険性が生まれるのではないか、こういう

おそれが一切ないと言えるのかどうかといふこと

も問題になると思います。

戦後からの時代状況が変わつても、昔のような財閥の危険とか、こういう逆行をおそれはないのかどうか、この点についてはいかがでしようか。

○政府委員(細川清君) 独占禁止法上は事業支配

力が過度に集中する場合には持ち株会社の設立を許さないといふことになつておりまして、そこにつきまして、事業支配力の過度の集中といふのはどういう意味かと、いうのが問題になるわけです。

独占禁止法にはその定義規定がございますが、

それを読んでもまたよくわからぬといふことがあります。従来から、こういう新しい法律ができた

場合には、各地でいろんな説明会をしたりとかいろいろな雑誌等にそういう説明を載せるというような

ことでやつておりますが、今回の改正につきまし

ても、御成立させていただければそのようなこと

で周知徹底方について努めてまいりたいといふふ

うに考えております。

○大森礼子君 次に、株式移転という方法により

まして完全親会社の株主になることができるわけ

ですけれども、その株式移転が期中といいますか、

そういうときになされた場合、その決算期にありましては、もとの子会社の株主として受けること

ができたはずの利益配当、これを受けることがで

きなくなるのではないかと思うのですけれども、

この点はいかがか。まず、それを質問いたします。

○大森礼子君 一方で企業グループが結集してい

きながら、一方で事業支配力の過度の場合には制約されるという、ここでの調和の点が非常に難しいのであるという気がいたします。

それから次に、株式交換等の制度につきましては、株主総会での決議があれば一部反対株主がいる場合に完全子会社化が可能になる、このメリットといふのがよく言われております。

先ほど小川委員も質問されたわけですから、

も、いわゆる株式交換等に反対する株主の保護措

置はどのようにとられているか。これは先ほども

お答えになりましたので、答弁については結構

です。

反対株主の株式買い取り請求権とか株式交換無効の訴えの制度とかいろいろあるわけですから、も、そういうような制度としてあるということと同時に、そういうような少数株主に対してそういう

う制度を周知徹底させることがさらに少数株主の

保護を図るために必要ではないかと思うんですけ

れども、こういう点についてはどのように検討さ

れておられるでしょうか。

○政府委員(細川清君) この法案が成立いたした

場合には、当然のことながら私どもとしてはその

保険を図るために必要ではないかと思うんですけ

れども、こういう点についてはどのように検討さ

れておられるでしょうか。

○政府委員(細川清君) この法案が成立いたした

場合には、周知徹底する必要があると考えてお

ります。従来から、こういう新しい法律ができた

場合には、各地でいろんな説明会をしたりとかいろ

うな雑誌等にそういう説明を載せるというよう

なことでやつておりますが、今回の改正につきまし

ても、御成立させていただければそのようなこと

で周知徹底方について努めてまいりたいといふふ

うに考えております。

○大森礼子君 わかりました。そういう問題点は

ないのかどうか、その問題点が生じた場合につい

てはその解決策はどのようにとられるか、これを

質問しようと思つたんですか、中間配当といふ方

法によるという、そこまでお答えいただきまし

た。それから、普通、株式会社といいますと、その

要素というのは、株式、それから社員の有限責任

から、株式会社にありますと、その有限責任といふこと

とおりでございます。

Aという会社を設立する株式移転をBという会社がいたしまして、AがBの株を100%取得するということになつたといたします。そして、営業年度の途中に行われたという場合ですが、その場合、Bが翌期の、次の決算期に配当をいたします。そして、その配当はAに行くわけですが、その営業年度では直ちに配当できないわけですが、その次の決算期にそれが利益として出でくるわけですから、現実には株式移転をいたしますと翌々期に利益を配当することができるということになるわけでございます。

この点が問題ではないかということです。実は法規審議会の審議の過程でも、合併の場合と同じように子会社の利益準備金等の引き継ぎを持ち株会社の方に認めてはどうかという御意見もあつたんですか。ですが、これは合併の場合には一つの法人ですから、それはできるわけですが、株式移転の場合には双方の資産は別個でございまでのことで、それはできないということになります。とを認めますと利益を二重に計上したことにもなりますし子会社の債権者の利益も害することになりますので、それはできないということになります。

では、実際にどうするかということですが、一つは、株式移転をするということが決まればその時点で中間配当をしておくということが考えられます。株式移転の前に中間配当する場合と、株式移転をした後で子会社が中間配当をし、親会社がそれでも配当をするということが考えられるわけでござります。

○大森礼子君 わかりました。そういう問題点はないのかどうか、その問題点が生じた場合につい

てはその解決策はどのようにとられるか、これを質問しようと思つたんですか、中間配当といふ方法によるという、そこまでお答えいただきました。それから、普通、株式会社といいますと、その要素というのは、株式、それから社員の有限責任から、株式会社にありますと、その有限責任といふこと

というのが非常に大事なものになつてくるわけでございます。ところが、株式交換制度等につきましては、特にこの保護規定、保護手続といいましていわゆる債権者保護手続というものが設けられておりません。それで、株式会社である以上、やはり債権者の利益を保護する必要があると思うのですが、特にこの保護規定、保護手続といいましていわゆる債権者保護手続といいうものが設けられません。これが設けられなかつた理由はいかなるもののか、この点はいかがでしようか。

○政府委員(細川清君) 合併のように会社の資産には、従来の会社の法人格はそのままございまして、資産等の移転は一切ないわけでございます。効果は、要するに株主の構成が変わるということです。そこで、そういうことであれば債権者の保護といふのは当然必要になってくるわけでございます。この株式交換、株式移転の場合には、従来の会社の法人格はそのままございまして、資産等の移転は一切ないわけでございます。効果は、要するに株主の構成が変わるということです。そこで、そういうことであれば債権者の保護といふのは当然必要になってくるわけでございます。

○政府委員(細川清君) 合併のように会社の資産には、従来の会社の法人格はそのままございまして、資産等の移転は一切ないわけでございます。効果は、要するに株主の構成が変わるということです。そこで、そういうことであれば債権者の保護といふのは当然必要になってくるわけでございます。

○政府委員(細川清君) 例えは、完全子会社なる会社に転換社債権者がいたというふうに考えておきますからいろいろな手当てを考えな

または社債の当該証券取引所において形成されている取引価格でございます。これに対しても「市場価格」とは、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時売買、換金等をすることができる取引システム等において形成されている取引価格、気配、または指標その他の相場のことを言うということで、一番典型的な例では、上場はされていないけれども店頭に登録して売買されている株式というものがございます。そういうものが含まれるわけでございます。

これは、どうして從来「取引所ノ相場」ということになつていてかと申しますと、実はこの規定がつくられたのは昭和三十七年でございまして、当時は要するに市場価格というのはまさに取引所の相場しかなかつたわけなんですが、その後、さまざまな金融商品の取引のシステムができましたので、そういうものを取り入れたということでございます。

それから、他の規定との関係でございます。「取引所ノ相場」という言葉はほかの商法の規定でもいろいろ出てまいります。まず、商法百七十三条第二項で現物出資の検査の例外として取引所の相場のあるものは検査が要らないということになつてゐるわけですが、これは今回の改正案では改めないことにしております。これは、百七十三条は要するに資本充実の原則から定められたものでござります。

他方、この計算の関係の時価評価の導入といふのは要するに情報公開、ディスクロージャーのためのものですから、その目的が異なるということ百七十三条の方は改めるべきではないんじやないかということでございます。

それから、一百十条ノ二第一項と第十項、これはストックオプションのときの自己株式の取得、それから二百七十三条の第二項の端株の売却、それから三百三十条ノハノ二の第三項及び第四項で端株の買い取り請求等について「取引所ノ相場」というのが出てまいります。これは、やはり「ういう場合には取引所の相場でそのまま売買してい

ます」ということを言つてゐるわけですが、これは売買価格の適正ということを考えておりますので、公設の取引所の相場ということで考えるのが一番よろしいのではないかということで、こちらの方はあえて改めておりません。

今回の改正に含みますのは、いわゆる企業の財務内容の開示の観点から取引所の相場に限る必要はないけれども、他の觀点からはこれを必ずしも改める必要がないという考慮の結果でございます。

○大森礼子君 質問は以上です。

○橋本敦君 最初にお尋ねをいたしますが、この法案の立法背景、立法事情といいますか、それは今日の経済情勢のもとにおける財界からの強い要望がある背景にあるということはもう先ほどの議論からも明らかだと思うんですが、まずその点は民事局長もそういう御認識でいらっしゃいますか。

〔委員長退席 理事大森礼子君着席〕

○政府委員(細川清君) 御指摘のように、経団連を初め経済界から株式交換、株式移転の制度の早期導入を要望されることは事実でございます。

ただ、もう少し申し上げますと、商法の改正はその時々の要望とか都合だけでやつてあるわけでございませんで、昭和五十年に商法の基本的な問題点を法務省で公開いたしまして、そこで順番

に全体の見直しをしているわけでございまして、その五十年の中で企業結合について問題を提起されてしままして、平成九年には企業の合併の見直しをいたしまして、そして今回は株式交換、株式移転ということを考えております。明年度につきましては株式分割というふうなことを考えておりまして、計画的に商法を見直している、そういう中の一環であるという意味もあるわけでございます。

○橋本敦君 一環はいいんですか、その一環となる背景、事情として財界の強い要望があるという事実は否定できないでしよう、こう聞いているんです。それはいいんでしよう。

そういうことを打ち出しているソニーの社長が、今御指摘をいたしました総理官邸での六月三日には小渕内閣が産業構造転換・雇用対策本部、これによって決定をいたしました「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について」という文書がありますが、その二つ目が「産業競争力強化対策」、こうなつておりますと、その第一に「事業再構築のための環境整備」というのがございます。その事業再構築のための環境整備ということで、具体的には「企業の自助努力を前提としつつ、経営の「選択と集中」を通じた企業の財務体制の改善の円滑化に資するため、企業の組織形態の自由な選択、事業転換や過剰設備の廃棄等を容易にするための環境整備として、以下の措置を講ずる。」というようにして、その第一として、「企業組織の自由な選択」ということの中に「株式交換、株式移転制度の導入」、これがはつきりと書かれておるわけです。

〔理事大森礼子君退席 委員長着席〕

この文書では、「持株会社設立や会社の買収、子会社化を円滑に行えるよう、株式交換、株式移転制度の法案の今国会における早期成立と早期導入を図る。」、こういうことが明記されている、これは間違いありませんね。

○政府委員(細川清君) 御指摘のとおりでござります。

○橋本敦君 そこで、本年の六月三日に総理官邸におきまして第四回産業競争力会議が行われまして、そこでこの問題について重要な議論がなされているわけです。それは、第四回産業競争力会議議事要旨ということで資料として出されておりま

す。

これに対して、この議事録によりますと、陣内法務大臣が、株式交換制度については大変重要な問題だと認識しております。早期成立に努力をしたいというふうにお答えになつていて議事要録もございますが、大臣、この点はそのとおりでございますね。

○国務大臣(陣内孝雄君) そのとおりでござります。

○橋本敦君 そういうた財界の強い要望を受けまして、総理も積極的にこれに対応するということです、今、ソニー社長からお話をあつた、そういう御提案のあつた株式交換制度の問題については、国会の中で法律案の審議の順番を変えてでもやつていただきたい、ここまでおつしやつてあるんです。

これは、まさに今財界が産業競争力の強化、リストラの中でも要望しているこの法案については、政府も挙げて財界の要望にこたえていくと、ソニーの例をとつてみると、ソニーは本年三月に二十一世紀に向けたソニーの企業改革を発表いたしました、二〇〇〇年一月一日を目途にソニー・ミュージックエンターテインメントをつくるということになつておりますと、こういった会社三社を株式交換制度を活用して一〇〇%子会社にするところ方針を打ち出していることが明らかであります。

そこで、この具体的な内容に関する二、三の質

問もしたいんですが、その第一の問題として、現行商法の規定でなぜいけないのかということあります。現行法によつて持ち株会社化を実現するためには、方法がないわけじゃない。一つは買取方式と言われる方式があり、もう一つは抜け殻方式などと称せられている方法、こういったものもあるわけです。現行の商法の規定で「〇〇〇%子会社実施がどこでどう困難なのか、なぜこの法案が必要なのか、民事局長、その点はいかがですか。

○政府委員(細川清君) まず第一に、御指摘の公開買い付けの方法でございますが、これは要するにその買い付けのために当然のことと多額の資金を要するというのが第一点でございます。今回の株式交換の制度であれば、自社の株を交付することによって子会社と称する会社の株を取得することができると、当然ながら買い付けに応じない人がいるということで、一〇〇%の子会社をつくることが困難となるわけございます。

それから、御指摘の二番目の抜け殻方式の場合、要するに子会社を設立してそれに現物出資するということで、全部現物出資、営業を現物出資しまして自分の会社が抜け殻になって持ち株会社になるという仕組みでございます。この場合には、商法上は裁判所の選んだ検査役が必要でございまして、これが調査するということになりますので、それに時間がかかるということがいろいろ指摘されまして、なかなか計画的に実行しがたいということが経営者の方から言われているという方が二番目でございます。

それから三番目でございますが、そういう方式じゃなくて、今の会社をそのままにしておいて、新たに自分の会社の持ち株会社をつくりたいと言いますと、それは現在の方法では一般論としてはないわけでございまして、先ほど御説明申し上げましたが、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続等に関する法律というのがござります。

ざいますが、これではできるんですが、先ほど申しましたように、そこでは非常に手続が複雑であります。現行法によつて持ち株会社化を実現するためには、方法がないわけじゃない。一つは買取方式と言われる方式があり、もう一つは抜け殻方式などと称せられている方法、こういったものもあるわけです。現行の商法の規定で「〇〇〇%子会社実施がどこでどう困難なのか、なぜこの法案が必要なのか、民事局長、その点はいかがですか。

○政府委員(細川清君) まず第一に、御指摘の公開買い付けの方法でございますが、これは要するにその買い付けのために当然のことと多額の資金を要するというのが第一点でございます。今回の株式交換の制度であれば、自社の株を交付することによって子会社と称する会社の株を取得することができると、当然ながら買い付けに応じない人がいるということで、一〇〇%の子会社をつくることが容易になることが解決するわけございます。それから、公開買い付けでございますと、当然ながら買い付けに応じない人がいるということで、一〇〇%の子会社をつくることが困難となるわけございます。

それから、御指摘の二番目の抜け殻方式の場合、要するに子会社を設立してそれに現物出資するということで、全部現物出資、営業を現物出資しまして自分の会社が抜け殻になって持ち株会社になるという仕組みでございます。この場合には、商法上は裁判所の選んだ検査役が必要でございまして、これが調査するということになりますので、それに時間がかかるということがいろいろ指摘されまして、なかなか計画的に実行しがたいということが経営者の方から言われているという方が二番目でございます。

それから三番目でございますが、そういう方式じゃなくて、今の会社をそのままにしておいて、新たに自分の会社の持ち株会社をつくりたいと言いますと、それは現在の方法では一般論としてはないわけでございまして、先ほど御説明申し上げましたが、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続等に関する法律というのがござります。

ざいましたが、これではできるんですが、先ほど申しましたように、そこでは非常に手續が複雑であります。現行法によつて持ち株会社化を実現するためには、方法がないわけじゃない。一つは買取方式と言われる方式があり、もう一つは抜け殻方式などと称せられている方法、こういったものもあるわけです。現行の商法の規定で「〇〇〇%子会社実施がどこでどう困難なのか、なぜこの法案が必要なのか、民事局長、その点はいかがですか。

○政府委員(細川清君) 私は、今御答弁のとおりだと思うんです。

ですから、大企業、財界の主要な企業が、一〇〇%子会社をつくるということのために今御指摘になつたような障害や難点、ということをクリアして、一〇〇%子会社をつくることが容易になるよう、という方向でこの法案の中身ができるといふことはもう明白ですね。

例えば、今おっしゃつた現物出資、いわゆる抜け殻方式、こういうことになりますと、御指摘の検査役を選任してもらなきゃならぬ、そしてそれを含めて調査結果を株主総会に出なきゃならぬという手続も要るわけでしょう。それから、もう一つの公開買い付けといふことになりますと、全部買い付けられるかという保証がない上に、株価が高いということで資金の投与もかなりのものになる可能性も出てくるわけです。ですから、そういう意味では、今度の法案というのは、全く一〇〇%子会社をつくるという財界、大企業の要望にこたえる法案だという性格をあらわに持つてゐるというふうに私は考えざるを得ないと思うんです。

それからもう一つは、親会社の監査役が子会社の監査もできる、親会社について裁判所が選任した検査役は必要な場合には子会社についても調査することができる、そのような手当てをいたしました。

それからもう一つは、親会社の監査役が子会社の監査もできる、親会社について裁判所が選任した検査役は必要な場合には子会社についても調査することができる、そのような手当てをいたしました。

ざいましたが、これではできるんですが、先ほど申しましたように、そこでは非常に手續が複雑であります。現行法によつて持ち株会社化を実現するためには、方法がないわけじゃない。一つは買取方式と言われる方式があり、もう一つは抜け殻方式などと称せられている方法、こういったものもあるわけです。現行の商法の規定で「〇〇〇%子会社実施がどこでどう困難なのか、なぜこの法案が必要なのか、民事局長、その点はいかがですか。

○政府委員(細川清君) 私は、今御答弁のとおりだと思うんです。

以上のようなことで今回の制度が必要だというふうに考えたわけでございます。

○橋本教君 私は、今御答弁のとおりだと思うんです。

ですから、大企業、財界の主要な企業が、一〇〇%子会社をつくるということのために今御指摘になつたような障害や難点、ということをクリアして、一〇〇%子会社をつくることが容易になるよう、という方向でこの法案の中身ができるといふことはもう明白ですね。

例えば、今おっしゃつた現物出資、いわゆる抜け殻方式、こういうことになりますと、御指摘の検査役を選任してもらなきゃならぬ、そしてそれを含めて調査結果を株主総会に出なきゃならぬという手続も要るわけでしょう。それから、もう一つの公開買い付けといふことになりますと、全部買い付けられるかという保証がない上に、株価が高いということで資金の投与もかなりのものになる可能性も出てくるわけです。ですから、それがもう間違いないでしょう。

○政府委員(細川清君) それはそのとおりでございましたが、たゞ、今御指摘の事態は合併の場合にも同じことが起るわけで、非常に大きな会社が小さな会社を吸収合併したときは、経済的には今御指摘の事態と全く同じ状態が起るわけです。

今回の法案では、その吸収合併について株主保護にとられている方策と同様の方策をこの株式交換についても取り入れたということでございました。

これまでの書類については裁判所の許可を得てそれを当然閲覧できることにしたというわけでございました。具体的な対象としては、定款、株主名簿、社債原簿、端株主の名簿、それから会社の計算書類、取締役会の議事録、株主総会の議事録、そういったものを裁判所の許可を得て閲覧できるようになりました。

それからもう一つは、親会社の監査役が子会社の監査もできる、親会社について裁判所が選任した検査役は必要な場合には子会社についても調査することができる、そのような手当てをいたしました。

それからもう一つは、親会社の監査役が子会社の監査もできる、親会社について裁判所が選任した検査役は必要な場合には子会社についても調査することができる、そのような手当てをいたしました。

○橋本教君 それについて、日弁連としては、我が国の大企業の経営につきまして、日弁連も多くの指摘をされました。例えば株主によるチエック、これが実際会社経営に合理的に働くかという問題に関しては、そのところを、従来閲覧等ができたさまざまの書類については裁判所の許可を得てそれを当然閲覧できることにしたというわけでございました。具体的な対象としては、定款、株主名簿、社債原簿、端株主の名簿、それから会社の計算書類、取締役会の議事録、株主総会の議事録、そういったものを裁判所の許可を得て閲覧できるようになりました。

それからもう一つは、親会社の監査役が子会社の監査もできる、親会社について裁判所が選任した検査役は必要な場合には子会社についても調査することができる、そのような手当てをいたしました。

○橋本教君 今おっしゃいましたけれども、この株式交換ということについて、根本的な問題は、要するに「〇〇〇%合併を進める上で、株式交換とすることで親会社の株を交換してもらう」ということで、親会社の株を交換してもらうということが、もしくはそれが嫌ならば買い取り請求権という行使する、この二つでしよう。

だから、会社そのものが大きなところに合併されてしまつて、自分の株主総会における発言権は、小さな会社であればそれなりの株式を持っていまして、ますますけれども、大きな会社に行けばそ

すことはできないわけでございます。その点につきましては法制審議会等でも相当議論がされたわけですが、今回は特に対策を盛り込まなかつたわけでございます。

その理由を申し上げますと、まず、子会社の管理につきまして親会社の株主は、それはやはりその親会社の資産の管理でございますから、親会社の取締役に委任している。取締役は会社に対する監督注意義務があり、忠実義務があるということになると思います。ですから、親会社の取締役が適切に株主権行使しないことによって、あるいは株主として子会社の取締役に不当行為があつた場合に代表訴訟を起こさないということであれば、それは親会社の取締役が職責を怠つてゐるということになりますから、親会社の取締役に対する責任を追及するということになる、それが商法上の大きな原理原則になつた考え方ではないかということございます。

それからもう一つは、現在は親子会社というのには多数実はございます。これは、今後は新しい株式交換等の制度を導入すれば相当その数はふえるのではないかと思いますが、現在でも多数あるわけです。それを前提にいたしますと、これで商法の原理原則と異なることをやるには、相當現状が問題であるということがはつきりしていなといつかぬのだろうと思うんですが、そのところはまだ実証されていないといつあると思ひます。

また、外国の立法例を見ますと、明文の規定でこれを置いている外国の立法例はないようでございまして、アメリカの判例で二重の代表訴訟を認めたものがあるということでございます。

そういつたことを考えますと、こういつた親子会社の一般の問題は、代表訴訟も含めまして今後の課題であるといふふうに思つております。これららの運用状況を見て、直すべきものがあれば検討していかなければならぬといふうに考えてゐるわけでございます。

○橋本教君 今御答弁のように、検討すべき問題

があることは率直にお話しになつたわけです。具体的に言いますと、事業会社の少數株主の立場から見まして、代表訴訟を提起するということになりますと、それは事業会社の取締役に対してはできますけれども、実質的な支配者である親会社の取締役の責任を追及する。そういうような訴訟は起こせますか。

○政府委員(細川清君) 親会社が子会社の経営について不当な影響を及ぼしたという場合に、株主、債権者等に損害を及ぼしたという場合には、考えられますのは、「一つは商法二百六十六条规定の規定でございます。それから、一般的な不法行為の規定あるいは法人の不法行為の規定というものが適用される可能性はあるわけでございます。

○橋本教君 それは現在の商法の規定でできる、こういう結論ですね。

○政府委員(細川清君) ただいまのは、現行法としてできることを申し上げたつもりでございます。

○橋本教君 そこで、もう一つの問題として、持株会社を容易にするといふのであれば、企業結合から生ずるいわゆる少数株主権の問題、それから、一般債権者との利害関係、資産の流出管理あるいは不當な条件による融資の防止、取引制限などいろいろ不公正な取引に対応できる法整備

と、いうことをきちんと行っておかないと、これから産業活動において競争力強化、リストラ等でそういうことをいわば軽視した大企業の経営活動等が野放しになつてはいけないと見つています。

この点は、私が言うんじゃなくて、私が目にした

けの問題があるかということがもう一つはつきりしていいというふうに思つております。ですから、先ほど申し上げましたように、この今回の改正案が成立いたしまして、その運用がなされ、実際に適用がなされて、問題が生じないかどうか、私どもとしてもこれを注意深く見ていかなければならぬというふうに思つていて申し上げたところでございます。

○橋本教君 要するに、多くの課題がある。根本的に言えば、これまで我が国の商法の基本原則であった原則が、大きく持ち株会社を認める方向へ、あるいはまた今言つた株式交換制度によって〇〇〇%親会社をつくることが可能になる方向で、財界の要望に沿つて大きく商法のこれまでの原則ということが変わつてきつあるということころが私は社会的に重要なと見つています。そのことと同時に、合併される企業で労働者に労働条件はどういった不利益が生ずるのか生じないかと、いうことも、国会としては十分検討しておかなければならぬ問題だと思います。

○橋本教君 わかりました。だけれども、実際にはリストラがどんどん進み、産業競争力の強化ということで財界の再編、あるいは独占企業の集中ということが行われているわけですから、今おつしやつたようにそういうテンポで間に合うのかどうか、私は労働者の権利を守るという上からテンポとしては甚だ遅いというこ

とを心配せざるを得ません。

具体的にお伺いしますけれども、この〇〇〇%子会社ということが仮に実現をしますと、子会社のときに存在した子会社の労働組合は〇〇〇%親会社になつた親会社に対して団体交渉権を持ちますか。

○説明員(坂田稔君) 御質問は、労働組合法で言ふところの使用者とは何かということになろうか

と思ひますが、現行の組合法におきましては、使用者につきまして特段の定義規定はなく、一般に言われております労働契約の当事者でありますか。

○説明員(坂田稔君) その点についてお答えします。

○政府委員(細川清君) 親子会社の問題は、一般につきましては、現在も親子会社が相当数あるわけございますので、そういうものの中でも本当に法的的な新たな手段を講じなければならぬ

關係者に労働法あるいは民法の専門家も交えた学識経験者を加えまして持ち株会社解禁に伴う労使關係の懇談会というものを設置し、現在、精力的に御検討をいたしております。

この懇談会におきましては、ことしの秋ごろを日途に最終的な結論をまとめる予定としておりまして、労働省といつしましては、その結論を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○橋本教君 わかりました。

だけれども、実際にはリストラがどんどん進み、産業競争力の強化ということで財界の再編、あるいは独占企業の集中ということが行われているわけですから、今おつしやつたようにそういうテンポで間に合うのかどうか、私は労働者の権利を守るという上からテンポとしては甚だ遅いというこ

とを心配せざるを得ません。

具体的にお伺いしますけれども、この〇〇〇%子会社ということが仮に実現をしますと、子会社のときに存在した子会社の労働組合は〇〇〇%親会社になつた親会社に対して団体交渉権を持ちますか。

○説明員(坂田稔君) 御質問は、労働組合法で言ふところの使用者とは何かということになろうか

と思ひますが、現行の組合法におきましては、使用者につきまして特段の定義規定はなく、一般に言われております労働契約の当事者でありますか。

○説明員(坂田稔君) その点についてお答えします。

○政府委員(細川清君) 親子会社の問題は、一般につきましては、現在も親子会社が相当数あるわけ

ございますので、そういうものの中でも本当に法的的な新たな手段を講じなければならぬ

在ラズ
本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ
スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス
補助開始ノ審判ハ第十六条第一項ノ審判又ハ第八七十六条の九第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為ス
コトヲ要ス

第十五条 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス
人トシテ之ニ補助人ヲ付ス

第十六条 家庭裁判所ハ第十四条第一項本文ニ掲
ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ
因リ被補助人が特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補
助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為ス
コトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第
十二条第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル
本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニ
ハ本人ノ同意アルコトヲ要ス

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補
助人ガ被補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ
同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被補助人ノ
請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フル
コトヲ得

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其
ノ同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得スシテ為シタルモ
ノハ之ヲ取消スコトヲ得

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止
ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親
等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、
補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補
助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前
項ノ審判及ビ第八七十六条の九第一
項ノ審判ヲ總て取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ
補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人
ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ
其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ
取消スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ
本人が成年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又
スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス
補助開始ノ審判ハ第十六条第一項ノ審判又ハ第八
七十六条第一項中「無能力者ノ」を「制限能力
者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及ビ第十
六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下
同ジ）ノ」に、「其無能力者」を「制限能力者」
に、「若シ無能力者」を「若シ其制限能力者」
に、「一个月」を「一箇月」に、「若シ無能力者」
を「若シ其制限能力者」に改め、同条第二項中「無
能力者」を「制限能力者」に、「法定代理人」を
「其法定代理人、保佐人又ハ補助人」に改め、同
条第四項中「準治産者ニ」を「被保佐人又ハ第
十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ニ」に、
「保佐人ノ同意ヲ得テ其行為ヲ追認スベキ旨」を
「其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨」に、「準
禁治産者ガ」を「其被保佐人又ハ被補助人ガ」に、
「右ノ同意」を「右ノ追認」に改める。

第二十条中「無能力者」を「制限能力者」に、
「用ヰタル」を「用ヒタル」に改める。

第九十八条中「禁治産者」を「成年被後見人」
に改める。

第六百五十三条中「禁治産ノ宣告」を「後見開
始ノ審判」に改める。

第六百七十九条第三号を次のように改める。

三 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

第七百三十三条中「心神喪失ノ」を「精神上ノ障
害ニ因リ自己ノ行為ノ責任ヲ弁識スル能力ヲ欠ク
状態ニ在ル」に、同条ただし書中「一時ノ心神喪
失」を「一時其状態」に改める。

第七百三十八条中「禁治産者」を「成年被後見
人」に、「後見人」を「成年後見人」に改める。

第七百七十八条中「禁治産者」を「成年被後見
人」に、「禁治産の取消」を「後見開始の審判の
取消し」に改める。

第七百八十条中「無能力者」を「未成年者又は
成年後見人」に改める。

第七百九十四条中「被後見人」の下に「未成年
被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。」
を加える。

第八百十一条第五項中「後見人」を「未成年後
見人」に改める。

第八百一十二条中「左の」を「次に掲げる」に
改め、同条第二号中「禁治産の宣告」を「後見開
始の審判」に改める。

第八百三十九条第一項中「後見人」を「未成年
後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「た
だし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成
年後見人」に改める。

第八百四十四条から第八百四十三条までを次のよ
うに改める。

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したこと
によつて新たに後見人を選任する必要が生じた
ときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人
の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
第八百四十五条から第八百四十七条までを次のよ
うに改める。

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不
行跡その他後見の任務に適しない事由があると
きは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若
しくはその親族若しくは検察官の請求によつ
て、家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十七条 後見人がその任務を辞したこと
によつて新たに後見人を選任する必要が生じた
ときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人
の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
第八百四十八条 前項の規定によつて未成年後見人
となるべき者がないときは、家庭裁判所は、未
成年被後見人又はその親族その他の利害関係人

の請求によつて、未成年後見人を選任する。未
成年後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十九条 父若しくは母が親権若しくは管
理権を辞し、又は親権を失つたことによつて未
成年後見人を選任する必要が生じたときは、そ
の父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を
家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなけれ
ばならない。

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判
をするときは、職権で、成年後見人を選任する。
成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、
成年後見人若しくはその親族その他の利害関
係人の請求によつて、又は職権で、成年後見人
を選任する。

成年後見人が選任されている場合において、
も、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、
前項に掲げる者若しくは成年後見人の請求によ
つて、又は職権で、更に成年後見人を選任する
ことができる。

成年後見人を選任するには、成年被後見人の
心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後
見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見
人の利害関係の有無（成年後見人となる者が
法人であるときは、その事業の種類及び内容並
びにその法人及びその代表者と成年被後見人と
の利害関係の有無）、成年被後見人の意見その
他一切の事情を考慮しなければならない。

第八百四十五条から第八百四十七条までを次の
ように改める。

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したこと
によつて新たに後見人を選任する必要が生じた
ときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人
の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不
行跡その他後見の任務に適しない事由があると
きは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若
しくはその親族若しくは検察官の請求によつ
て、家庭裁判所に請求しなければならない。

ように改正する。

第七百九十二条第三項中「無能力者、聾者、啞者」を「未成年者、成年被後見人、被保佐人」に改める。

(法例の一部改正)

第二条 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「無能力者」を「能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産」を「後見開始ノ審判」に改め、同条第二項中「禁治産ノ原因」を「後見開始ノ審判ノ原因」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第五条中「準禁治産」を「保佐開始ノ審判及び補助開始ノ審判」に改める。

第六条 法例(明治三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 法例(明治三十一年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第八条 法例(明治三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条 法例(明治三十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第三条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「無能力者」を「訴訟行為二付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に、「又ハ保佐人」を「保佐又ハ補助人」に改め、同条第二項及び第三項中「無能力者」を「訴訟行為二付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第五条 法例(明治三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条 法例(明治三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条 法例(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条 法例(明治四十一年法律第五十四号)の一部を次のように改め。

第九条 法例(明治四十一年法律第五十五号)の一部を次のように改め。

第十条 法例(明治四十一年法律第五十六号)の一部を次のように改め。

第十一条 法例(明治四十一年法律第五十七号)の一部を次のように改め。

第十二条 法例(明治四十一年法律第五十八号)の一部を次のように改め。

| | |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第一条 弁理士法(大正十年法律第一百号)第五条第一号 | 第三条第一号 |
| 第二条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号) | 第五号 |
| 第三条 第二百五十二条の二十八第三項第一号 | 第二号 |
| 第四条 第二十八条の四第九号イ | 三十一 |
| 第五条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号) | 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号) |
| 第六条 商法(明治三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 | 第三条第一項第三号 |
| 第七条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号) | 和五十九年法律第三十号 |
| 第八条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第一百九十七条) | 第三条第一項第一号 |
| 第九条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八条) | 二十二 |
| 第十条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号) | 鐵道事業法(昭和六十一年法律第九十号) |
| 第十一项 第四条第一号 | 第七条第一項第一号 |
| 第十二项 第三十五条の三第一項第三号イ | 二十一 |
| 第十三项 第六十四条第一号 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号) |
| 第十四项 第二十五条の三第一項第三号イ | 二十二 |
| 第十五项 第六十四条第一号 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号) |
| 第十六项 第二十二条第一号 | 二十三 |
| 第十七项 第六十四条第一号 | 医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十一年法律第二十九号) |
| 第十八项 第六十四条第一号 | 二十四 |
| 第十九项 第六十四条第一号 | 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) |
| 第二十项 第六十四条第一号 | 二十五 |
| 第二十一项 第六十四条第一号 | 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号) |
| 第二十二项 第六十四条第一号 | 二十六 |
| 第二十三项 第六十四条第一号 | 和六十二年法律第一百四号) |
| 第二十四项 第六十四条第一号 | 二十七 |
| 第二十五项 第六十四条第一号 | 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号) |
| 第二十六项 第六十四条第一号 | 二十八 |
| 第二十七项 第六十四条第一号 | 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号) |
| 第二十八项 第六十四条第一号 | 二十九 |
| 第二十九项 第六十四条第一号 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号) |
| 第三十项 第六十四条第一号 | 三十 |
| 第三十一项 第六十四条第一号 | 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号) |
| 第三十二项 第六十四条第一号 | 三十一 |
| 第三十三项 第六十四条第一号 | 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号) |
| 第三十四项 第六十四条第一号 | 三十二 |
| 第三十五项 第六十四条第一号 | 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号) |
| 第三十六项 第六十四条第一号 | 三十三 |
| 第三十七项 第六十四条第一号 | 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号) |
| 第三十八项 第六十四条第一号 | 三十四 |

| | |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第一条 弁理士法(大正十年法律第一百号)第五条第一号 | 第三条第一号 |
| 第二条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号) | 第五号 |
| 第三条 第二百五十二条の二十八第三項第一号 | 第二号 |
| 第四条 第二十八条の四第九号イ | 三十一 |
| 第五条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号) | 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号) |
| 第六条 商法(明治三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 | 第三条第一項第三号 |
| 第七条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号) | 和五十九年法律第三十号 |
| 第八条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第一百九十七条) | 第三条第一項第一号 |
| 第九条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八条) | 二十二 |
| 第十条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号) | 鐵道事業法(昭和六十一年法律第九十号) |
| 第十一项 第四条第一号 | 第七条第一項第一号 |
| 第十二项 第三十五条の三第一項第三号イ | 二十一 |
| 第十三项 第六十四条第一号 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号) |
| 第十四项 第二十五条の三第一項第三号イ | 二十二 |
| 第十五项 第六十四条第一号 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号) |
| 第十六项 第二十二条第一号 | 二十三 |
| 第十七项 第六十四条第一号 | 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) |
| 第十八项 第六十四条第一号 | 二十五 |
| 第十九项 第六十四条第一号 | 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号) |
| 第二十项 第六十四条第一号 | 二十六 |
| 第二十一项 第六十四条第一号 | 和六十二年法律第一百四号) |
| 第二十二项 第六十四条第一号 | 二十七 |
| 第二十三项 第六十四条第一号 | 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号) |
| 第二十四项 第六十四条第一号 | 二十八 |
| 第二十五项 第六十四条第一号 | 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号) |
| 第二十六项 第六十四条第一号 | 二十九 |
| 第二十七项 第六十四条第一号 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号) |
| 第二十八项 第六十四条第一号 | 三十 |
| 第二十九项 第六十四条第一号 | 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号) |
| 第三十项 第六十四条第一号 | 三十一 |
| 第三十一项 第六十四条第一号 | 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号) |
| 第三十二项 第六十四条第一号 | 三十二 |
| 第三十三项 第六十四条第一号 | 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号) |
| 第三十四项 第六十四条第一号 | 三十三 |
| 第三十五项 第六十四条第一号 | 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号) |

| | |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第一条 弁理士法(大正十年法律第一百号)第五条第一号 | 第三条第一号 |
| 第二条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号) | 第五号 |
| 第三条 第二百五十二条の二十八第三項第一号 | 第二号 |
| 第四条 第二十八条の四第九号イ | 三十一 |
| 第五条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号) | 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号) |
| 第六条 商法(明治三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 | 第三条第一項第三号 |
| 第七条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号) | 和五十九年法律第三十号 |
| 第八条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第一百九十七条) | 第三条第一項第一号 |
| 第九条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八条) | 二十二 |
| 第十条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号) | 鐵道事業法(昭和六十一年法律第九十号) |
| 第十一项 第四条第一号 | 第七条第一項第一号 |
| 第十二项 第三十五条の三第一項第三号イ | 二十一 |
| 第十三项 第六十四条第一号 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号) |
| 第十四项 第二十五条の三第一項第三号イ | 二十二 |
| 第十五项 第六十四条第一号 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号) |
| 第十六项 第二十二条第一号 | 二十三 |
| 第十七项 第六十四条第一号 | 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) |
| 第十八项 第六十四条第一号 | 二十五 |
| 第十九项 第六十四条第一号 | 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号) |
| 第二十项 第六十四条第一号 | 二十六 |
| 第二十一项 第六十四条第一号 | 和六十二年法律第一百四号) |
| 第二十二项 第六十四条第一号 | 二十七 |
| 第二十三项 第六十四条第一号 | 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号) |
| 第二十四项 第六十四条第一号 | 二十八 |
| 第二十五项 第六十四条第一号 | 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号) |
| 第二十六项 第六十四条第一号 | 二十九 |
| 第二十七项 第六十四条第一号 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号) |
| 第二十八项 第六十四条第一号 | 三十 |
| 第二十九项 第六十四条第一号 | 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号) |
| 第三十项 第六十四条第一号 | 三十一 |
| 第三十一项 第六十四条第一号 | 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号) |
| 第三十二项 第六十四条第一号 | 三十二 |
| 第三十三项 第六十四条第一号 | 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号) |
| 第三十四项 第六十四条第一号 | 三十三 |
| 第三十五项 第六十四条第一号 | 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号) |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 二百六十五条の十六第二号、第二百七十九条第一項第五号及び第二百八十九条第一項第五号 | 三百六十五条の十六第二号、第二百七十九条第一項第五号 |
| 三十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第百五十七号）第二十条第一号 | 三十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第百五十七号）第二十条第一号 |
| 三十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八条第一項第三号イ | 三十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八条第一項第三号イ |
| 三十七 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百一十六号）第五条第七号イ | 三十七 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百一十六号）第五条第七号イ |
| 三十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第二号）第八条第一号 | 三十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第二号）第八条第一号 |
| （未成年者飲酒禁止法の一部改正） | （未成年者飲酒禁止法の一部改正） |
| 第九条 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。 | 第九条 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。 |
| 第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス | 第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス |
| （信託法の一一部改正） | （信託法の一一部改正） |
| 第十一条 信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。 | 第十一条 信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。 |
| 第五条中「禁治產者、準禁治產者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。 | 第五条中「禁治產者、準禁治產者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。 |
| 第四十二条第一項中「破産、禁治產若ハ準禁治產ノ宣告」を「破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判」に改める。 | 第四十二条第一項中「破産、禁治產若ハ準禁治產ノ宣告」を「破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判」に改める。 |
| （恩給法等の一部改正） | （恩給法等の一部改正） |
| 第十三条 次に掲げる法律の規定中「禁治產者」を「成年被後見人」に改める。 | 第十三条 次に掲げる法律の規定中「禁治產者」を「成年被後見人」に改める。 |
| （統計法（昭和二十二年法律第十八号）第五条第二項） | （統計法（昭和二十二年法律第十八号）第五条第二項） |
| 二 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第五条第二項 | 二 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第五条第二項 |
| 三 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第八条第二項 | 三 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第八条第二項 |
| 四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第八十条第一項第一号ハ | 四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第八十条第一項第一号ハ |
| 五 葉事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六条第二号 | 五 葉事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六条第二号 |
| 六 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項第一号ホ | 六 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項第一号ホ |
| 七 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）第十三条第二項 | 七 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）第十三条第二項 |
| 八 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五条第三号 | 八 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五条第三号 |
| 九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成一年法律第七十号）第五条第一項第三号 | 九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成一年法律第七十号）第五条第一項第三号 |
| 十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十一年法律第百十六号）第六条第四号 | 十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十一年法律第百十六号）第六条第四号 |
| （手形法等の一部改正） | （手形法等の一部改正） |
| 第十二条 次に掲げる法律の規定中「無能力ト為リタル」を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に改める。 | 第十二条 次に掲げる法律の規定中「無能力ト為リタル」を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に改める。 |
| 一 手形法（昭和七年法律第二十号）第十八条第一項 | 一 手形法（昭和七年法律第二十号）第十八条第一項 |
| （第三項） | （第三項） |
| 二 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第二十一条 | 二 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第二十一条 |
| 十三条第三項 | 十三条第三項 |
| （著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正） | （著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正） |
| 第十三条 著作権に関する仲介業務に関する法律の一部を次のように改正する。 | 第十三条 著作権に関する仲介業務に関する法律の一部を次のように改正する。 |
| （昭和十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 | （昭和十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 |
| （国会職員法の一一部改正） | （国会職員法の一一部改正） |
| 第十八条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。 | 第十八条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。 |
| （第二项） | （第二项） |
| 二二一 条 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二一 条 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第三项） | （第三项） |
| 二二二 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二二 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第四项） | （第四项） |
| 二二三 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二三 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第五项） | （第五项） |
| 二二四 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二四 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第六项） | （第六项） |
| 二二五 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二五 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第七项） | （第七项） |
| 二二六 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二六 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第八项） | （第八项） |
| 二二七 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二七 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第九项） | （第九项） |
| 二二八 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二八 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第十项） | （第十项） |
| 二二九 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二九 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第十一项） | （第十一项） |
| 二二一 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二一 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第十二项） | （第十二项） |
| 二二二 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二二 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第十三项） | （第十三项） |
| 二二三 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二三 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第十四项） | （第十四项） |
| 二二四 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 | 二二四 条 第二項 第二項 第二項 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二条）の一部を次のように改正する。 |
| （第十五项） | （第十五项） |

の九第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百七十六条の四第三項の規定による補助開始の審判、その取消しその他

の補助に関する処分

二の三 民法第十八条の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の取消し

第九条第一項甲類第七号の二中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同項甲類第十四号から第十九号までを次のように改める。

十四 民法第八百四十条、第八百四十三条第一項から第三項まで（同法第八百七十六条の二第二項及び第八百七十六条の七第二項）において準用する場合を含む。の規定による数人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し

十八 民法第八百五十九条の二第一項及び第二項（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第一項、第六十四条）の一部を次のように改正する。

第六条、第二十七条第四項、第二十八条第一条、第三十条第一項、第三十三条の四第四号及び第三十三条の七中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

十九 民法第八百五十九条の三（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項及び第八百七十六条の七第二項）において準用する場合を含む。の規定による数人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任

第一項、第八百七十六条の七第一項又は第八百七十六条の八第一項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任

第一項、第八百七十六条の八第一項及び第二項、第八百七十六条の二第二項、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の四第二項、第八百七十六条の五第二項及び第八百七十六条の六第二項、第八百七十六条の七第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の九第二項の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処分についての許可

第一項、第八百七十六条の十第一項

第一項、第八百七十六条の十一第一項

第一項、第八百七十六条の十二第一項

第一項、第八百七十六条の十三第一項

第一項、第八百七十六条の十四第一項

第一項、第八百七十六条の十五第一項

第一項、第八百七十六条の十六第一項

第一項、第八百七十六条の十七第一項

第一項、第八百七十六条の十八第一項

第一項、第八百七十六条の十九第一項

第一項、第八百七十六条の二十第一項

第一項、第八百七十六条の二十一第一項

第一項、第八百七十六条の二十二第一項

第一項、第八百七十六条の二十三第一項

第一項、第八百七十六条の二十四第一項

第一項、第八百七十六条の二十五第一項

第一項、第八百七十六条の二十六第一項

第一項、第八百七十六条の二十七第一項

第一項、第八百七十六条の二十八第一項

第一項、第八百七十六条の二十九第一項

第一項、第八百七十六条の三十第一項

第一項、第八百七十六条の三十一第一項

第一項、第八百七十六条の三十二第一項

第一項、第八百七十六条の三十三第一項

第一項、第八百七十六条の三十四第一項

第一項、第八百七十六条の三十五第一項

第一項、第八百七十六条の三十六第一項

第一項、第八百七十六条の三十七第一項

第一項、第八百七十六条の三十八第一項

第一項、第八百七十六条の三十九第一項

第一項、第八百七十六条の四十第一項

第一項、第八百七十六条の四十一第一項

第一項、第八百七十六条の四十二第一項

第一項、第八百七十六条の四十三第一項

九百七十六条第四項又は第九百七十九条第三項に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二十二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条、第二十七条第四項、第二十八条第一条、第三十条第一項、第三十三条の四第四号及び第三十三条の七中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

十九条第三項中「できる者」の下に「あ

り、かつ、登録を受けることができる者」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」

の下に「又は登録を受けることができない者」

に改める。

第二十一条第一項中「後見人」を「未成年後

見人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改め

る。

第二十二条第一項中「後見人」を「未成年後

見人」に、「但し」を「ただし」に改め、「後

見人」の下に「後見監督人、保佐人、保佐監

督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲

類第二十二号中「第八百七十六条第二項」の下

見人」の下に「後見監督人、保佐人、保佐監

督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲

第十八条の次に次の二条を加える。

（登録拒否の事由）

第十八条の二 心身の故障により公認会計士若

しくは会計士補の業務を行わせることがそ

れがある者又は公認会計士若

者は、公認会計士又は会計士補の登録を受け

ることができない。

第十九条第三項中「できる者」の下に「あ

り、かつ、登録を受けることができる者」を加

え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」

の下に「又は登録を受けることができない者」

を加える。

第二十一条中「左の各号の」を「次の各号

のいずれか」に改め、同条第三号中「第四条各号の」を「公認会計士又は会計士補が第四条各号の」を「公認会計士又は会計士補が第四条各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加

える。

第二十二条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一号を加

える。

第二十三条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十四条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十五条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十六条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十七条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十八条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十九条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十一条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十二条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十三条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十四条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十五条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十六条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十七条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十八条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十九条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

第二十一条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一號を加

える。

一八

改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十六条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同

条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保

佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同

条第七号中「取調」を「取調べ」に、「但し」を

「ただし」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第二十七条 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「左に」を「次に」に改め、同条第

一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三

号を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同号を同条第三号とする。

第七条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同

条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保

佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(競馬法等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「各号の一

を「各号のいすれか」に改め、「禁治産者若し

くは準禁治産者又は」を削る。

一 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

第二十三条の十三

二 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第十二条

三 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）第五条第四

項
四 科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）第七条第四項
五 宇宙開発委員会設置法（昭和三十四年法律第四号）第七条第四項
六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

七八条第四項
七 北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）第十一條
八 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）

第十五條第四項

九 航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第六条第四項

十 國土利用計画法（昭和四十九年法律第九十

二号）第三十九条第五項

(医師法等の一部改正)

第二十九条 第一号に掲げる法律の規定中「禁治

産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐

人」に改め、第二号に掲げる法律の規定中「禁

治産者」を「成年被後見人」に改め、第三号に

掲げる法律の規定中「左に」を「次に」に、「準

禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第

三条及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二

百二号）第三条

二 医師法第十三条及び歯科医師法第十三条

三 医師法第十四条及び歯科医師法第十四条

(医療法等の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「各号の一

を「各号のいすれか」に改め、「禁治産者若し

くは準禁治産者又は」を削る。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第

四十六条の二第二項

二 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）

第十三条

三 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）

第十三十二条第二項

四 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第五条

(建設業法の一部改正)

第三十二条第一項

五 労働組合法（昭和二十四年法律第一百九号）第十五条

(建設業法の一部改正)

第三十二条第一項

六 成年被後見人又は被保佐人

(労働組合法の一部改正)

第三十五条 労働組合法（昭和二十四年法律第一百九号）第十五条

(建設業法の一部改正)

第三十二条第一項

七 北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）第十一條

八 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）

第十五條の中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終り」を「終わり」に改める。

(人権擁護委員法の一部改正)

第三十二条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第一百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、第一号を削り、同項第二号中「禁

こ」を「禁錮」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「除外」を「除くほか」に、「当

る」を「当たる」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第三十三条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁治産、準禁治産若しくは」を削り、「禁」を「禁錮」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三十四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「各号の一」を「各

号のいすれか」に改め、同項第三号を次のように改める。

第三十五条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁治産、準禁治産若しくは」を削り、「禁」を「禁錮」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三十六条 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「左の各号の一」を「次の各号のいすれか」に改め、同条第一号を「次の各号のいすれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

第三十七条 測量法（昭和二十四年法律第一百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいすれか」に改め、「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前三号のいすれか」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第三十八条 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項中「禁治産者、準禁治産者及び禁」を「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」に改める。

第二十三条规定中「禁治産者、準禁治産者及び禁

錮」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同条第四号

を次のように改める。

第三十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同条第四号

を次のように改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同条第四号

を次のように改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同条第四号

を次のように改める。

第十六條 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「左の各号の一」を「次の各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(測量法の一部改正)

第三十七条 測量法（昭和二十四年法律第一百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいすれか」に改め、「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前三号のいすれか」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十九条 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項中「禁治産者、準禁治産者及び禁」を「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」に改める。

第二十三条规定中「禁治産者、準禁治産者及び禁

錮」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同条第四号

を次のように改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十九条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同条第四号

を次のように改める。

第十七條 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十一条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十二条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十三条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十四条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十五条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十六条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十七条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

第四十八条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(家畜商法の一部改正)

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第九十条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）の一部を次のよう

に改正する。

に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

に、「後見人」を「成年後見人」に改める。

のいずれか」に、「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第六号中「禁治產者」を「成年被後

見人」に、「前各号の」を「前各号のいずれか」に改め、同条第七号中「第五号までの」

を「第五号までのいずれか」に改める。

（所得稅法の一部改正）

第九十一条 所得稅法（昭和四十年法律第三十三

号) の一部を次のように改正する。

「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改め、同項第四十二号中「行なう」を「行

う」に改める。
（母子保健法の一郎改正）

母子保健法（昭和四十年法律第一百四十二条）

十一号)を次のように改める。

「見人」を「未成年後見人」に改める。
(執行官法等の一部改正)

第九十三条 次に掲げる法律の規定中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補

「助監督人」に改める。

新官憲法(昭和四十一年法律第百十一号)

二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十九条第二項第五号

(小型船造船業法の一部改正)
第九十四条 小型船造船業法(昭和四十一年法律)

（百十九号）の一部を次のように改正する。

卷之三

(通関業法等の一部改正)
第九十五条 次に掲げる法律の規定中「次の各号の一」を「次の各号のいすれか」に、「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は準禁治産者」に改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の一」を「前三号のいすれか」に改め、「前二号のいすれか」に改める。
一 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十一号)
第六条
二 建築基準法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百号)第三条のうち、第四章の二に二節を加える改正規定中第七十七条の三十七に係る部分
(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)
第九十六条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項及び第二十条中「各号の一」を「各号のいすれか」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいすれか」に改める。
(公害紛争処理法の一部改正)
第九十七条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
第十六条规定中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。
第四十二条の三第一項中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)
第九十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)の一部を次

第七条第三項第四号イ中「禁治産者若しくは
準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐
人」に改め、同号ヘからチまでの規定中「本ま
での一」を「ホまでのいすれか」に改める。
(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法
律の一部改正)

第九十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に
関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の
一部を次のように改正する。

第八条中「各号の一」を「各号のいすれか」
に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第八条第四号中「行なう」を「行う」に、「前
三号の一」を「前三号のいすれか」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

第一百条 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十五
八年法律第三十二号）の一部を次のように改正
する。

第六条第一項中「次の各号の一」を「次の各
号のいすれか」に改め、同項第一号を次のよう
に改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第六条第一項第六号中「前各号の一」を「前
各号のいすれか」に改め、同項第七号及び第八
号中「第五号までの一」を「第五号までのいす
れか」に改める。

（たばこ事業法の一部改正）

第一百一条 たばこ事業法（昭和五十九年法律第百
八号）の一部を次のように改めとする。

第十一條第二項第三号中「除く」の下に「下
以下同じ」を加え、「禁治産者」を「成年被後
見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代
理人の氏名」を「法定代理人（自ら輸入を
した製造たばこの販売に係る営業に關し代理権を
有する者に限る。以下第十七条までにおいて同
じ。）の氏名、商号又は名称」に改め、同号の
次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人で

ある場合においては、その代表者の氏名及び住所
第十三条中「各号の一」を「各号のいずれか」と改め、同条第五号中「(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。)又は禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号までの」を「前各号のいずれか」に改める。
第十七条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第八号中「(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。)又は禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号」の下に「又は前号」を加える。
第二十一条中「前項」とあるのは「第二十二条」との下に「同項第三号中「自ら輸入をした製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」とを加える。
第二十二条第二項第三号中「(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。)又は禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。(以下同じ。)」の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の二号を加える。
三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
第二十三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第七号中「(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。)又は禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「又は破産者」を「若しくは破産者」に改め、「あるとき」の下に「又は法定代理人の代表者のうち第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき」を加える。
第三十一条中「各号の一」を「各号のいずれか

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一百十一条の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(法人において租税及び葉煙草専売に関し事犯ありたる場合に關する法律の廃止)

第二条 法人において租税及び葉煙草専売に関し事犯ありたる場合に關する法律(明治三十三年法律第五十二条)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法(百三十九条の改正規定)

二 第七条中公証人法第十四条及び第十六条の改正規定

三 第十四条の規定による帝都高速度交通営団法第十四条ノ六の改正規定

四 第十七条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(第三十一条の改正規定)

五 第二十一条中国家公務員法第五条第三項の改正規定

六 第二十八条の規定による競馬法(第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術會議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定)

七 第三十一条中建設業法第二十五条の四の改

八 正規定

九 第三十三条の規定による犯罪者予防更生法

十 第三十五条中労働組合法第十九条の四第一項及び第十九条の七第一項の改正規定

十一 第四十四条中公職選挙法第五条の二第四項の改正規定

十二 第五十条中建築基準法第八十条の二の改正規定

十三 第五十四条中地方税法第四百二十六条の改正規定

十四 第五十五条中商品取引所法第一百四十一条第一項の改正規定

十五 第五十六条中地方公務員法第九条第三項及び第八項の改正規定

十六 第六十七条中土地收用法第五十四条の改正規定

十七 第七十条の規定によるユネスコ活動に関する法律(第十一条第一項、公安審査委員会設置法第七条及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四条の改正規定)

十八 第七十八条の規定による警察法(第七条第四項及び第三十九条第二項の改正規定)

十九 第八十一条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法(第三十条、公害等調整委員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等の改正規定)

二十 第八十二条の規定による労働保険審査官(後見等の登記等)

二十一 第八十四条の規定による農林漁業団体(後見等の登記等)

二十二 第八十五条の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第四条第二項の改正規定)

二十三 第百四条の規定による国会等の移転に関する法律(第十五条第六項及び地方分権推進法第十三条第四項の改正規定)

二十四 第百八条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

二十五 第百十条の規定による金融再生委員会設置法第九条第一号の改正規定

二十六 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

二十七 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

二十八 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

二十九 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十一 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十二 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十三 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十四 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十五 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十六 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十七 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十八 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

三十九 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十一 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十二 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十三 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十四 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十五 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十六 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十七 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十八 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

四十九 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

五十 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

五十一 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

五十二 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

五十三 第百十一条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

下「成年被後見人等」と総称する。の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)

三 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」と総称する)の氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」と総称する)が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為

六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲

七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日

九 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二条)第十五条の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む)以下「保全処分」という)に関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

十一 登記番号

十二 登記番号

十三 登記番号

十四 登記番号

十五 登記番号

十六 登記番号

十七 登記番号

十八 登記番号

十九 登記番号

二十 登記番号

二十一 登記番号

二十二 登記番号

二十三 登記番号

二十四 登記番号

二十五 登記番号

二十六 登記番号

二十七 登記番号

二十八 登記番号

二十九 登記番号

三十 登記番号

三十一 登記番号

二二六

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 | 任意後見契約の委任者（以下「任意後見契約の本人」という。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍） |
| 三 | 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店） |
| 四 | 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲 |
| 五 | 数人の任意後見人が共同して代理権行使すべきことを定めたときは、その定め |
| 六 | 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）並びにその選任の審判の確定の年月日 |
| 七 | 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め |
| 八 | 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日 |
| 九 | 保全処分に関する事項のうち政令で定めるもの |
| 十 | 登記番号 (後見登記等ファイルの記録の編成) |
| 第六条 | 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、第4条第二項の登記については政令で定める保全処分ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。 (変更の登記) |
| 第七条 | 後見登記等ファイルの各記録（以下「登記記録」という。）に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。 |
| 一 | 第四条第一項第二号から第四号までに掲げる者（同項各号に掲げる事項） |
| 二 | 第五条第一号、第三号又は第六号に掲げる者（同条各号に掲げる事項） |

| | |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。 (終了の登記) |
| 3 | 前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。 |
| 4 | 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第一項第二号に掲げる者は、任意後見契約が終了したことを知ったときは、嘱託による登記が終了したことを登記を申請しなければならない。 |
| 5 | 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記が終了したことを登記を申請しなければならない。 |
| 6 | 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記が終了したことを登記を申請することができる。 |

| | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 次に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。 一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未未成年後見人を成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの 二 成年後見人等又は成年後見監督人等 その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録 |
| 3 | 成年被後見人等又は成年後見監督人等の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記が終了したことを登記を申請することができる。 |
| 4 | 成年後見人等又は成年後見監督人等の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記が終了したことを登記を申請することができる。 |
| 5 | 成年後見人等の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記が終了したことを登記を申請することができる。 |

| | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録に係る登記記録で政令で定めるもの保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの |
| 3 | 次に掲げる者は、物価の状況、登記にかかる実費その他の一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 一 登記を嘱託する者 二 登記を申請する者 三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者 四 行政手続法の適用除外 |
| 4 | 前項の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。 一 登記を申請する者 二 登記を嘱託する者 三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者 四 行政手続法の適用除外 |
| 5 | 次に掲げる者は、物価の状況、登記にかかる実費その他の一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 一 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、相当の処分をしなければならない。 二 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。 三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものの相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができない。 四 相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができない。 五 法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。 六 行政不服審査法の適用除外 |
| 6 | 成年被後見人等の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更が生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。 一 自己を成年被後見人等、成年後見監督人等、本人とする登記記録 二 自己を成年後見人等又は任意後見契約の交付を請求することができる。 三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等の親族その他の利害関係人とする登記記録 |

第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

(政令への委任)

この法律に定めるもののほか、後見登記等に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二号)の公布の日(以下「平成十二年四月一日」)のいずれか遅い日から施行する。

(禁治産者及び準禁治産者についての経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号。以下「民法改正法」という。)附則第三条第一項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者は又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

2 民法改正法附則第三条第二項の規定により被保佐人若しくはその保佐人とみなされる者又は当該被保佐人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、保佐の登記を申請することができる。

3 民法改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者について、民法改正法の施行後に確定した審判に基づく変更の登記又は終了の登記の嘱託がされた場合において、当該嘱託に係る登記事項を記録すべき登記記録がないときは、登記官は、戸籍権で、当該者について前二項の登記をする。その旨の通知をしなければならない。

4 登記官は、前二項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、その旨の通知をしなければならない。

5 戸籍事務を管掌する者は、前項の通知を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る成年被後見人とみなされる者又は被保佐人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない。

(公証人法の一部改正)

第三条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「郵便料」の下に「第五十七条ノ三」登記手数料相当額(第三項ニ於テ登記手数料ト称ス)を加え、同条第三項中「郵便料」の下に「登記手数料」を加える。

(公証人法の一部改正)

第四章中第五十七条ノ二の次に次の二条を加える。

第五十七条ノ三 公証人任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第二号)第三条二

規定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

(家事審判法の一部改正)

第四条 家事審判法の一部を次のように改正す

る。

第十五条の二中「審判で最高裁判所の定めるもの」を「審判(戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二号)に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定めるものに限る。以下この条において同じ。)」に、「含む」で最高裁判所の定めるものに改め、「管掌する者」の下に「又は登記所」を「含む。」に改め、「記載」の下に「又は後見登記等に関する法律に定める登記」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第十五条の二中「審判で最高裁判所の定めるもの」を「審判(戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二号)に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定めるものに限る。以下この条において同じ。)」に、「含む」で最高裁判所の定めるものに改め、「管掌する者」の下に「又は登記所」を「含む。」に改め、「記載」の下に「又は後見登記等に関する法律に定める登記」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

(戸籍法の一部改正)

及び未成年者の後見に改める。

第八十一条第一項中「後見開始」を「民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十二条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十三条中「後見人」を「未成年後見人」に、「添附」を「添付」に改める。

第八十四条中「後見終了」を「未成年者の後見の終了」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十五条中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人及び保佐人これを」を「未成年後見監督人にについて」に改める。

第六条 この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一条、第八十二条及び第八十四条(同法第八十五条において準用する場合を含む。)の届出については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 民法改正法附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第二号)の規定は適用しない。

附則第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第十条の二の規定 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二号)の施行の日(平成十二年四月一日)又はこの法律の施行の日(いずれか遅い日)

第一次に次の二号を加える。

三 第十条の二の規定 律(平成十一年法律第二号)の施行の日(平成十二年四月一日)又はこの法律の施行の日(いずれか遅い日)

第一次に次の二号を加える。

一項の下に「若しくは後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二号)第十一項第一項」を加え、同条第二項中「及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等」、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等」に關する法律及び後見登記等に關する法律に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)に關する法律及び後見登記等に關する法律に改める。

目次中「第六節ノ二 資本ノ減少」を 第六

節ノ二 完全親会社

- 一 款 株式交換 に改める。
二 款 株式移転

節ノ三 資本ノ減少

第三百四十九条第一項の下に「第三百五十五条第一項（第三百七一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第五項」を加える。

第二百十一条ノ二第一項第一号中「合併」を「株式交換、株式移転、合併」に改める。

第二百二十二条第三項中「消却」の下に「株式交換、株式移転若ハ」を加える。
第二百三十条ノ四第一号中「会社」の下に「株式交換、株式移転若ハ」を加える。

第三百五十八条第八項及第四百十三条ノ三第八項ノ規定ノ適用ニ付亦同ジ

第二百四十四条第四項中「書類ニ」の下に「同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類

（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類）二

を加える。

第二百六十条ノ四第四項中「株主」の下に「又ハ親会社ノ株主」を加える。

第二百六十三条に次の二項を加える。

親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ第一項

二掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第二十八条第一項ニ掲グル書類）ノ閲覧又ハ贈写ヲ求ムルコトヲ得

第二百七十四条ノ三第一項中「求ムル」を「求メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スル」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「前項ノ規定ニ依ル」を削り、同条第二

項を削る。

第二百八十二条ノ三第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第二百七十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ子会社ニ対シ営業ノ報告ヲ求メ又ハ子会社社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査シタルトキハ

其ノ方法及結果
第二百八十二条に次の二項を加える。

親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ第一項

二掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十三条ノ二第一項ニ掲グル書類）ノ閲覧ヲ求メ又ハ其ノ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ賃本若ハ抄本ノ交付ヲ求ム

ルコトヲ得

第二百八十五条ノ四第一項中「附スル」を「付スル」に改め、同項ただし書中「但シ」の下に「債権金額ヨリ高キ代金ニテ買入レタルトキハ相当ノ増額ヲ」を加え、同条第二項中「金銭債権」を「前項ノ場合ニ於テ金銭債権」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項ノ規定ニ拘ラズ市場価格アル金銭債権ニ付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
第二百八十五条ノ五第二項中「及第二項」を第一項及前条第三項に「取引所ノ相場」を

二付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
第二百八十五条ノ五第二項中「及第二項」を

「市場価格」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二百八十五条ノ六第二項中「取引所ノ相場」を第一項及前条第三項に「取引所ノ相場」を

二付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
第二百八十五条ノ五第二項中「及第二項」を

「市場価格」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二百八十五条ノ六第二項中「取引所ノ相場」を第一項及前条第三項に「取引所ノ相場」を

二付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
第二百八十五条ノ五第二項中「及第二項」を

「市場価格」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二百八十五条ノ六第二項中「取引所ノ相場」を第一項及前条第三項に「取引所ノ相場」を

二付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
第二百八十五条ノ五第二項中「及第二項」を

「市場価格」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額
六 資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合
（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ場合ヲ除クニ於テ其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル貸借対照表上ノ純資産額

五 最終ノ決算期ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スル場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ総額ヲ除ク）ニ於ケル其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル最終ノ貸借対照表上ノ純資産額

六 第三百九十三条ノ五第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 最終ノ決算期ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スル場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ総額ヲ除ク）ニ於ケル其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル最終ノ貸借対照表上ノ純資産額

五 最終ノ決算期ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スル場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ総額ヲ除ク）ニ於ケル其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル最終ノ貸借対照表上ノ純資産額

五 最終ノ決算期ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スル場合ヲ除ク）ニ於ケル其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル最終ノ貸借対照表上ノ純資産額

三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額
六 第三百四十六条中「会社ノ」の下に「株式交換、株式移転又ハ」を加える。
第二編第四章中第六節ノ二を第六節ノ三とし、第三百五十二条の次に次の節名及び款名を付する。

第六節ノ二 完全親会社

第一款 株式交換

第三百五十二条から三百七十四条までを次のように改める。

第三百五十二条 会社ハ其ノ一方ガ他方ノ発行済株式ノ総数ヲ有スル会社（以下之ヲ完全親会社ト、他方ヲ完全子会社ト称ス）トナル為株式交換ヲ為スコトヲ得

株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社ノ株主ノ有スル其ノ会社ノ株式ハ次条第一項第六号ノ日ニ於テ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ニ付スルモノトシタル場合（第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スル場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ総額ヲ割当ヲ受クルコトニ因リ其ノ日ニ於テ其ノ会社ノ株主トナル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シテ發行スル新株ノ割当ヲ受クルコトニ因リ其ノ日ニ於テ其ノ会社ノ株主トナル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社トナル会社ガ株式交換ヲ為スコトヲ得

株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社ノ株主ノ有スル其ノ会社ノ株式ハ次条第一項第六号ノ日ニ於テ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社トナル会社ガ株式交換ヲ為スコトヲ得

株式交換契約書ヲ作り株主總会ノ承認ヲ得ズコトヲ要ス

株式交換契約書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ因リ定款ノ変更ヲ為ストキハ其ノ規定

二 完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シテ發行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及數並ニ完全子会社トナル会社ノ株主

三 完全親会社トナル会社ノ增加スペキ資本ノ額及資本準備金ニ關スル事項

四 完全子会社トナル会社ノ株主ニ支払ヲ為スコトヲ得ズ

五 各会社ニ於テ前項ノ決議ヲ為スペキ資本

六 株式交換ノ期日

七 各会社ガ前号ノ日迄ニ利益ノ配当又ハ第

二百九十三条ノ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為

ストキハ其ノ限度額

株式交換契約書ノ要領ハ第二百三十二条ニ定

ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第二百四十三条ノ規定ニ依ル

二非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

完全親会社トナル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ

付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ナリ完全子

会社トナル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ其

ノ会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八

条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコ

トヲ得ズ

完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ因リ定款

ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其

ノ会社及完全子会社トナル会社ニシテ定款ニ

其ノ定ナキモノニ付亦同項ニ同ジ

第五項ノ決議ヲ為スペキ株主総会ニ付ナハ完

全親会社トナル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨

ヲ第三項ノ通知ニ記載スルコトヲ要ス

三百五十四条 取締役ハ前条第一項ノ株主総

会ノ会日ノ一週間前ヨリ株式交換ノ日後六月

ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコト

ヲ要ス

一 株式交換契約書

二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株

式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載

シタル書面

三 前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内

ノ日ニ於テ作リタル株式交換ヲ為ス各会社

ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ
非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

五 株式交換ヲ為ス各会社ノ最終ノ貸借対照

表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表
表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ
損益計算書

株主ハ営業時間内何時ニテモ前項ノ書類ノ閱
覽ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ

其ノ賃本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百五十五条 第三百五十三条第一項ノ株主

總会ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ株式交換ニ

反対ノ意思ヲ通知シ且總会ニ於テ株式交換契

約書ノ承認ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自

己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ

有スペカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ

旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ

規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十六条 完全親会社トナル会社ハ株式

交換ニ際シテ為ス新株ノ發行二代ヘテ其ノ有

スル自己ノ株式ニシテ第二百十一条ノ規定ニ

依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモ

ノヲ完全子会社トナル会社ノ株主ニ移転スル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ移転スペキ株式ノ

総数、額面無額面ノ別、種類及数ヲ株式交換

契約書ニ記載スルコトヲ要ス

第三百五十七条 完全親会社トナル会社ノ資本

ハ株式交換ノ日ニ於テ完全子会社トナル会社

ニ現存スル純資産額ニ其ノ会社ノ發行済株式

ノ総数ニ対スル株式交換ニ因リテ完全親会社

トナル会社ニ移転スル株式ノ數ヲ割合ヲ乗ジ

タル額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度ト

シテ之ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ株

式交換ニ際シテ額面株式ヲ發行スルトキハ一

株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗じタル額ハ之

ヲ資本ニ組入ルコトヲ要ス

一 完全子会社トナル会社ノ株主ニ支払ヲ為

スベキ金額

二 前条ノ規定ニ依リ完全子会社トナル会社

ノ株主ニ移転スル株式ニ付會計帳簿ニ記載

シタル価額ノ合計額

三 前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内

ノ日ニ於テ作リタル株式交換ヲ為ス各会社

ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ

非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

五 株式交換ヲ為ス各会社ノ最終ノ貸借対照

表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表
表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ
損益計算書

ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借

対照表ニ依リ完全親会社トナル会社ニ現存ス

ル純資産額ノ五十分の一ヲ超エルトキハ此ノ

限ニ在ラズ

第三百五十六条ノ規定ニ依リ完全子会社トナ

ル会社ノ株主ニ移転スル株式ハ前項ノ規定ノ

適用ニ付テハ之ヲ株式交換ニ際シテ發行スル

新株ト看做ス

第一項本文ノ場合ニ於ケル完全親会社トナ

ル会社ノ株主ニ移転スル株式ハ前項ノ規定ノ

適用ニ付テハ之ヲ株式交換ニ際シテ發行スル

新株ト看做ス

条第一項ノ株主総会ノ会日」トアルハ「第三

百五十八条第四項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知

ノ日」トス

第三百五十九条 完全子会社トナル会社ハ第三

百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其

ノ旨並ニ株式交換ノ日ノ前日迄二株券及端株

券ヲ会社ニ提出スベキ旨並ニ株式交換ノ日ニ

於テ株券及端株券ハ無効トナル旨ヲ其ノ日ノ

一月前ニ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル

質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百六十六条 完全親会社トナル会社ノ規定ハ第三百五十三条第一項

ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十条 取締役ハ株式交換ノ日、其ノ日

ニ於テ完全子会社トナル会社ニ現存スル

純資產額、株式交換ニ因リテ完全親会社ト

移シタル完全子会社ノ株式ノ數ノ他ノ株式

交換ニ關スル事項ヲ記載シタル書面ヲ株式交

換ノ日ヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス

第三百五十四条第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ

之ヲ準用ス

第三百六十二条 完全親会社トナル会社ノ取締

役及監査役ニシテ株式交換前ニ就職シタルモ

ノハ株式交換契約書ニ別段ノ記載アルト

キヲ除クノ外株式交換後最初ニ到来スル決算

期ニ開スル定期会終結ノ時ニ退任ス

第三百六十三条 第二百七十二条ノ規定ハ株式

交換ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十二条及第二百九十二条ノ規定ハ株式

ヲ併合セザル場合ニ於テ完全子会社トナル会

社ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス

第三百六十三条第一項及第三項ノ規定ハ第三

五十三条第六項ノ完全親会社トナル会社ノ執

務員ノ手続ニ之ヲ準用ス

スルコトヲ得

第一項ノ訴ハ完全親会社トナル会社ノ株主、取締役、監査役又

ハ清算人ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ訴ハ完全親会社トナル会社ノ本

店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專属ス
株式交換ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキ
ハ完全親会社トナリタル会社ハ株式交換ニ際
シテ発行シタル新株又ハ第三百五十六条ノ規
定ニ依リ移転シタル株式ノ株主ニ対シ其ノ有
シタル完全子会社トナリタル会社ノ株式ヲ移
転スルコトヲ要ス

第一百五条第一項乃至第四項、第二百九条、第三
三十七条、第二百四十九条及第二百八十条ノ
十七ノ規定ハ第一項ノ訴二、第二百八条及第
二百九条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第二款 株式移転

第三百六十四条 会社ハ完全親会社ヲ設立スル
為株式移転ヲ為スコトヲ得
株式移転ニ因リテ完全子会社トナリタル会社ノ株
主ノ有スル其ノ会社ノ株式ハ株式移転ニ因リ
テ設立スル完全親会社ニ移転シ、其ノ完全子
会社トナリタル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社ガ株
式移転ニ際シテ發行スル株式ノ割当ヲ受クル
コトニ因リ其ノ完全親会社ノ株主トナリ
ス

第三百六十五条 会社ガ株式移転ヲ為スニハ左
ノ事項ニ付株主總会ノ承認ヲ受クルコトヲ要
ス

一 設立スル完全親会社ノ規定
二 設立スル完全親会社ガ株式移転ニ際シテ
發行スル株式ノ種類及數並ニ完全子会社ト
ナリタル会社ノ株主ニ付スル株式ノ割当ニ關ス
ル事項

三 設立スル完全親会社ノ資本ノ額及資本準
備金ニ關スル事項

四 完全子会社トナリタル会社ノ株主ニ支払ヲ為
スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
五 株式移転ヲ為スベキ時期

六 完全子会社トナリタル会社ガ株式移転ノ日迄
ニ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一
項ノ金錢ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額
七 設立スル完全親会社ノ取締役及監査役ノ
氏名

八 会社ガ共同シテ株式移転ニ因リ完全親会
社ヲ設立スルトキハ其ノ旨

第三百六十八条 完全子会社トナリタル会社ハ第三
百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其
ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券及端株券ヲ会社
テ完全子会社トナリタル会社ノ定款ニ其ノ定ナキ
トキハ前項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ
規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百五十三条第三項ノ規定ハ第一項ノ場合
ニ於ケル議案ノ要領ニ、同条第四項ノ規定ハ
第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百六十六条 取締役ハ前条第一項ノ株主總
会ノ会日ノ二週間前ヨリ株式移転ノ日後六
ヶ月経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコト
ヲ要ス

一 前条第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領
二 完全子会社トナリタル会社ノ株主ニ付スル株
式ノ割当ニ付スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載
シタル書面

三 前条第一項ノ株主總会ノ会日ノ前六月内
ノ日ニ於テアリタル完全子会社トナリタル会社
ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ
非ザルトキハ最終ノ貸借対照表二
ノ貸借対照表

五 完全子会社トナリタル会社ノ最終ノ貸借対照
表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表
表ト共ニ損益計算書ヲアリタルトキハ其ノ
損益計算書

第三百五十四条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル
書類ニ之ヲ準用ス

第三百六十七条 設立スル完全親会社ノ資本ハ
株式移転ノ日ニ於テ完全子会社トナリタル会社ニ
移転スルコトヲ得

第三百七十二条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式
移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張
スルコトヲ得

第三百七十二条第一項乃至第四項、第二百
十一条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百
四十九条及第三百六十三条第二項乃至第四項
ノ規定ハ前項ノ訴ニ、第二百八条及第二百九
条第三項ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第三百
六十三条第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十八条第二項中「第二百八十条ノ十
五」の下に「第三百六十三条、第三百七十二条
条」を加える。

第四百九条ノ二中「第二百十条第一号乃至第
二号」を加える。

第五号又ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取
得シテ有スル株式」を「其ノ有スル自己ノ株式
ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ
處分ヲ為スコトヲ要スルモノ」に改める。

第四百二十条第四項中「前項ノ書類」を「前
項ニ掲グル書類ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社
ノ前項ニ掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルト
キハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用ス
ル前項ニ掲グル書類）」に改める。

第四百九十八条第一項第十号中「第三百三
十九条第三項」の下に「第三百五十四条第一
項、第三百六十条第一項（第三百七十七条第三
項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百六十六
条第一項」を加え、同条第二項中「者ガ」の下
に「本編ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書
類ノ閲覧若ハ贈写若ハ其ノ贈本若ハ抄本ノ交付
ヲ拒ミタルトキ」を加える。

第三百七十二条 第二百六十三条第二項ノ規定ハ第一項ニ
掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ第
一項ニ掲グル書類（子会社ガ株式会社ナルトキ
ハ同条第一項ニ掲グル書類）ニ之ヲ準用ス

第二十八条第二百六十三条第二項ノ規定ハ第一項ニ
掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ第
一項ニ掲グル書類（子会社ガ株式会社ナルトキ
ハ同条第一項ニ掲グル書類）ニ之ヲ準用ス

第二十八条第二百六十三条第二項ノ規定ハ第一項ニ
掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ第
一項ニ掲グル書類（子会社ガ株式会社ナルトキ
ハ同条第一項ニ掲グル書類）ニ之ヲ準用ス

第三百八十八条第二百六十条ノ四第三項ニ掲
グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ第
一項ニ掲グル書類（子会社ガ株式会社ナルトキ
ハ同条第一項ニ掲グル書類）ニ之ヲ準用ス

第三百八十八条第二百六十条ノ四第五項ノ規定ハ前項ノ
商法第二百六十条ノ四第五項ノ規定ハ前項ノ
場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十三条ノ二第二項中「書類ニ」の下に「
同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類
(子会社ガ株式会社ナルトキハ同条第一項ニ掲
グル書類)」を加える。

第四十四条ノ二の次に次の一条を加える。
第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本
ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口数ヲ有スルモノ

三一

ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムコトヲ得
第四十五条第一項の次に次の二項を加える。
検査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十三条第一項中「及第二百九十三条ノ七」
を「、第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項」に改める。

第八十五条第二項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ」を加える。
（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）
第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の二項を加える。
7 株式移転によつて会社を設立する場合においては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条第一項の株主総会の承認を受けなければならぬ。
第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。
第十三条第一項を次のように改める。
2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 第七条第三項の規定により子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果
二 商法第二百八十二条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項（同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。）

第十四条第三項第三号中「第十一号」を「第十二号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改める。
第十五条中「第二百八十二条」の下に「（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。
第二十五条中「第二百八十三条第二項」の下に「、第三百六十三条第二項及び第五項、第三百七十二条第二項」を加える。
第三十条第一項第四号中「、同条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項」を「若しくは第三項」に、「同法」を「商法」に改め、同項第七号中「第二百八十二条第二項」の下に「又は第三項（有限会社法第四十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第二百八十二条第二項」を削り、「第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項、第二百九十二条第一項及び附則第九十条第一項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五十五条）第一項第一項及び第二項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二项並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法（大正十一年法律第四十二号）第二十三条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二条）第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十一条中水産業協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条

の九第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会をいう。次条において同じ。）、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに相互会社（保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。次条において同じ。）について、この法律の施行前に終了した事業年度について作成すべき監査報告書の記載事項についても、同様とする。

（金銭債権等の評価に関する経過措置）

第三条 附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した営業年度の決算期における金銭債権、社債その他の債券及び株式その他の出資による持分の評価（以下この条において「金銭債権等の評価」という。）に関しては、なお従前の例による。次の各号に掲げる金銭債権等の評価に関しても、同様とする。

一 農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、船主相互保険組合、労働金庫及び労働金庫連合会についての、附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年度終了日の日における金銭債権等の評価

二 証券投資法人（証券投資信託及び証券投資

法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する証券投資法人をいう。）についての、附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年度の決算期における金銭債権等の評価

（監査報告書に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前に終了した営業年度について作成すべき監査報告書の記載事項については、なお従前の例による。農林中央金庫、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、信用協同組合（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条

（商法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 商法等の一部を改正する法律（昭和五十

(第五十条の四において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項(これらの規定を同法第二百八十五条ノ五一項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)においてその付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額。

第五十三条第三項中「(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)」を削り、同条第四項を削る。

第一百六十六条第一項第二号中「又は優先出資法」を「若しくは優先出資法」に改め、「定める者」の下に「商法第二百九十三条ノ八第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十四条ノ三に定める権利を有する社員」を加え、「当該株主又は普通出資者」を「これらの株主、普通出資者又は社員」に改め、同条第二項第一号又中「リまで」を「ルまで」に改め、同号中又を「とし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 株式交換

ト 株式移転

五百六十六条规定第六項第三号中「若しくは第四百八条ノ三第一項」を「第三百五十五条第一項(同法第三百七十七条第三項において準用する場合を含む。)、第三百五十八条第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百三十三条ノ八第一項」を、「有する株主」の下に「又

五項」に改め、「昭和十三年法律第七十四号」を削る。

五百六十七条第一項第二号中「第二百九十三ノ六第一項」の下に「若しくは第二百九十三ノ八第一項」を、「有する株主」の下に「又

は有限会社法第四十四条ノ三に定める権利を有する社員」を、「当該株主」の下に「又は社員」を加え、同条第五項第三号中「若しくは第四百八条ノ三第一項」を、「第三百五十五条第一項（同法第三百七十二条第三項において準用する場合を含む。）第三百五十八条第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項」に改める。

（水産業協同組合法の一一部改正）

第十一条 水産業協同組合法の一一部を次のように改正する。

第四十一条第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第四十二条第一項」との下に「、同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十二条第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」とを加える。

第四十二条第五項中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同条第八項第三号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第五十六条第一項を次のように改める。

組合の剰余金の配当は、事業年度終了日のにおける純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資総額

二 前条第一項の準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四 前条第四項の繰越金の額

五 第五十四条の四において準用する商法第六百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が第二号及び第三号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

六 資産につき時価を付すものとした場合（第五十四条の四において準用する商法第

第一百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項（これらの規定を同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）においてその付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額（第二百三十条第二項中「第二百七十四条ノ三第三項」を「第二百七十四条ノ三第一項」に改める。）

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第十二条 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条の三」の下に「、第五条の五第五項」を加える。

第五条の四第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第五条の四第一項」との下に「、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社（同法第四条第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と」を加える。

第五条の五第五項を次のように改める。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第十項及び第十二条において「商法特例法」という。）第七条第三項の規定により子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項（同項第六号及び第九

号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

第五条の五第八項第三号中「第十一号」を「第十二号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改め、同条第十項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第十二条において「商法特例法」という。）」を「商法特例法」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（剩余金の配当）

第五条の六 信用協同組合等の剩余金の配当は、中小企業等協同組合法第五十九条第一項の規定にかかるらず、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資の総額

二 中小企業等協同組合法第五十八条第一項の準備金の額

三 中小企業等協同組合法第五十八条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四 第六条の二第三項において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前二号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

五 資産につき時価を付すものとした場合（第六条の二第三項において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第六条の二第三項において準用する同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

第六条の二第四項中「第五条の四第九項」と

の下に「前項ニ掲タル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類（子会社方）有限公司ナルトキハ有限公司第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

第十二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第五条の六の規定に違反したとき。

第十二条第二項中「準用商法特例法第七十条第四項又は」を削り、「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十三条 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項を次のように改める。

剩余金の分配は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

ただし、第四十四条第一項において準用する保険業法第七十三条第一項前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一 出資の総額

二 前条第一項の損失ん補準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない損失ん補準備金の額

四 資産につき時価を付すものとした場合（第四十四条第一項において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第四十四条第一項において準用する同法第二百八十五条ノ第五項及び第二百八十五条ノ六第二項において

て準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額がその取引価額の総額を超えるときは、時価を付し

たことにより増加した純資産の額

第四十四条第一項中「第二百八十二条」を「第二百八十二条第一項及び第二項」に改める。

第四十八条第一項中「貸借対照表及事務報告書」との下に「同法第四百二十条第四項

中「前項ニ掲タル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類（子会社方）有限公司ナルトキハ有限公司第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

（商品取引所法の一部改正）

第十四条 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第一百一条第二項中「第二百八十二条」を「第二百八十二条第一項及び第二項」に改める。

（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正）

第十五条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

八十二条第一項を次のように改める。

（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正）

第十五条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

八十二条第一項を「第二百八十二条第一項及び第二項」に改め、「其ノ営業所」との下に「同条第四項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正）

第十五条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

八十二条第一項を「第二百八十二条第一項及び第二項」に改め、「其ノ営業所」との下に「同条第四項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

八号の次に次の一号を加える。

九 第百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項の規定により子法人に対して会計に関する報告を求め、又は子法人の業務

二項及び第四項」に改める。

第百五十二条第一項中「第二百九十四条第一項」を「第二百九十四条第三項」に改める。

第十六条 信用金庫法の一部を次のように改正す

る。

第三十七条第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第三十七条第一項」との下に「同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第二項」とあるのは「信用金庫法第二百七十四条ノ三第二項」とあるのは「信用金庫法第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社（同法第三十二条第五項）」を加え、「読み替えるものとする」とあるのは「投資主」と「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第百三十八条次の二項を加える。

4 商法第二百九十三条ノ八の規定は、親法人の投資主について準用する。この場合において、同条第一項中「親会社ノ株主ニシテ其ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スルモノ」とあるのは「親法人ノ投資主」と「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と「其ノ会社」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第三百三十八条第三項ニ於テ準用スル第二百九十三条ノ七第一号第三号及第四号」と「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第三十七条の二第五項）を次のように改める。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

法及び結果

第一百六十三条第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百九十四条第一項」を「第二百九十四条第三項」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第一百五十二条第一項中「第二百九十四条第一項」を「第二百九十四条第三項」に改める。

（第二百五十二条第一項）

第一百五十二条第一項中「第二百九十四条第一項」を「第二百九十四条第三項」に改める。

(昭和四十九年法律第二十二号。第九十一条において「商法特例法」という。)を「商法特例法」に改める。

第五十四条の十五第一項中「(第三十二)条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。

第五十五条の三第三項中「(第五十七条第一項第五号において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)」を削る。

第五十七条第一項中「得た額をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項第五号を次のように改める。

第五号につき時価を付すものとした場合(第五十五条の二において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二百八十五条ノ三第一項ただし書)において準用する場合を含む。)の場合を除く。)において準用する同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合は、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額。

第六十四条中「第三十七条第九項」との下に「前項二掲グル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項二テ準用スル前項二掲グル書類)」とあるのは「前項二掲グル書類」とを加える。

第九十一条第一項中「又は準用商法特例法第二項」を削り、「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。(会社更生法の一部改正)

第十七条第一項「会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)」の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項及び第二百十一一条第二項中「社債の発行」の下に「株式交換、株式移転」を加える。

第二百一十三条の次に次の二条を加える。

(株式交換)

第二百一十三条の二 会社が他の会社と株式交換をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 他の会社の商号

二 他の会社が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となる場合において、その会社が株式交換により定款の変更をするときは、その規定

三 完全親会社となる会社が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

四 株式交換に際してする新株の発行に代えて、完全親会社となる会社が有する自己の株式で商法第二百十一条(自己)株式の処分の規定により相当の時期に処分することを要するものを完全子会社となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

五 完全親会社となる会社の増加すべき資本の額及び資本準備金に関する事項

六 完全子会社となる会社の株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定

七 共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条(会計監査人の監査)において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

十 他の会社における株式交換契約書承認決議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするときは、その旨)

八 株式交換の日

九 他の会社が株式交換の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その

て、商法第三百六十二条(完全親会社となる会社の従前の役員の任期)の別段の定めをしたときは、その規定

第二百一十六条第二項中「除き」の下に「株式移転又は」を加え、「左に」を「次に」に改める。

第二百三十三条中「新会社」の下に「共同株式移転又は」を加え、「定めは」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二百三十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 株式交換を内容とする計画については、他の会社の株主総会の株式交換契約書承認の決議があつたこと(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするときは、商法第三百五十八条第八項(簡易な株式交換手続)に規定する場合に該当しないこと)。

五 共同株式移転を内容とする計画については、他の会社の株主総会の株式移転承認の決議があつたこと。

六 新会社の取締役及び監査役の氏名

七 共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条(会計監査人の監査)において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

十 他の会社における株式交換契約書承認決議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするときは、その旨)

八 株式交換の日

九 他の会社が株式交換の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その

十 他の会社が完全親会社となる場合における商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二百一十六条第八号)「株式会社の監査」に規定する

年法律第二十二号)第二条(会計監査人の監査)に規定する株式会社を「大会社」に改める。

第二百一十六条第二項中「除き」の下に「株式移転又は」を加え、「左に」を「次に」に改める。

第二百三十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 株式交換を内容とする計画については、他の会社の株主総会の株式交換契約書承認の決議があつたこと(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするときは、商法第三百五十八条第八項(簡易な株式交換手続)に規定する場合に該当しないこと)。

五 共同株式移転を内容とする計画については、他の会社の株主総会の株式移転承認の決議があつたこと。

六 新会社の取締役及び監査役の氏名

七 共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条(会計監査人の監査)において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

十 他の会社における株式交換契約書承認決議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするときは、その旨)

八 株式交換の日

九 他の会社が株式交換の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その

十 他の会社が完全親会社となる場合における商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二百一十六条第八号)「株式会社の監査」に規定する

株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第三百五十
四条（株式交換契約書等の備置き等）、第三

五百五十五条（反対社主の株式買取請求）の三百五十七条前段（完全親会社となる会社の資本増加の限度額）及び第三百六十三条（株式交換無効の訴え）の規定は、適用せず、同法第三百六十二条第一項（株式交換の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百一十七条第二項に定めた

総会の承認を得ないで株式交換をする場合に
は、その会社の取締役会の議事録（株式交換
により完全子会社となる会社の株主に支払う
べき金額を定めた場合にあつては、当該議事
録及び最終の貸借対照表）並びに商業登記法
第八十九条の二第一号及び第三号から第七号
までに掲げる書面を添付しなければならな
い。

（株式移転に関する商法等の規定の特例）

主に社債を割り当てたときは、株主は、株式移転の効力を生じた時に社債権者となる。7 第一項の場合においては、株式移転による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画説明書の決定書の謄本又は抄本のほか、代表取締役に関する取締役会の議事録及び商業登記証明書第八十九条の三第一項（株式移転による設立の登記）に掲げる書面（会社に関する同法第八十九条の二第二号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。

定にかかる千分の一（資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は会社の株主に株式を割り当てる部分に相当する金額）以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

第二百九十四条第一項「新会社」の下に「共同株式移転又は」を加え、「第四十三条第一項、第五十一条第一項若しくは」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十八条 労働金庫法の一部を次のように改正す

事件は更生裁判所の管轄とする。
第一項の場合における会社に対する商法第三百五十九条（株券等の提出の公告等）の規

定の適用については、同条中「第三百五十三
条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「株
式交換ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリ
タル」とする。
前各項の規定は、株式交換の相手方たる他
の会社に対する商法の規定の適用を妨げな
い。

6
主に社債を割り当てたときは、株主は、株式交換の效力を生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（未払込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

7 第一項の場合において、会社が完全親会社となるときは、株式交換による会社の変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の原本又は抄本のほか、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十九条第一号から第四号まで及び第七号（株式交換による変更の登記）に掲げる書面を添付しなければならない。

4 第一項の場合における会社に対する商法等の規定の適用については、同条中「第三百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「株式移転ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」とする。

5 前各項の規定は、共同株式移転をする場合における他の会社に対する商法等の規定の適用

8 税率は
る資本の増加の登記の登録免許税の税率は
登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、壬
分の一（株式交換により増加した資本の金額）
のうち、更生債権者、更生担保権者又は会社
の株主に株式を割り当てる部分に相当する金
額以外の金額に対応する部分については、エ
分の三・五）とする。

8 る資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、三分の一(株式交換により増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は会社の株主に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、三分の三・五)とする。

計画において会社が株式移転をすることを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定

二 方法及び結果
務及び財産の状況を調査したときは、その
一 前条第六項において同項の監査報告書に
ついて準用する商法第二百八十一条ノ三等
二項第一号から第七号まで、第九号及び第
十二号に掲げる事項（同項第六号及び第九
号に掲げる事項については、会計に関する事
部 分に限る。）

2 前項の場合においては、設立される完全親会社たる新会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、株式移転の効力が生じた時に株主となる。

又は合併」に、「定に」を「定めに」に改める
第二百六十二条第一項中「第二百五十八条第二項、第六項」を「第二百五十七条の二第二項若しくは第六項、第二百五十九条第一項若しくは第六項」に改め、「商法」の下に「第三百五十九条第一項、第三百六十八条第一項若しくは

に「、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条ニテ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社（同法第三十四条第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」とを加える。
第三十九条の二第五項を次のように改める。
前項の監査報告書には、次に掲げる事項を

主に社債を割り当てたときは、株主は、株式移転の効力を生じた時に社債権者となる。

定にかかる千分の一（資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は会社の株主に株式を割り当てる部分に相当する金額）以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

第二百九十四条第一項「新会社」の下に「共同株式移転又は」を加え、「第四十三条第一項、第五十一条第一項若しくは」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十八条 労働金庫法の一部を次のように改正す

号及び第十一号」に改め、同条第十項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第一百一条において「商法特例法」という。）」を「商法特例法」に改める。

第五十八条の三第一項中「第三十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削る。

第六十一条第一項を次のように改める。

金庫の剩余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

第一出資の総額

二前条第一項の準備金の額

三前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四第五十九条の二において準用する商法第一項を超過するときはその超過額

五資産につき時価を付すものとした場合（第五十九条の二において準用する商法第一百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第五十九条の二において準用する同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第五十九条の二において準用する場合を除く。）において準用する場合を含む。）の場合は、時価を付したことにより増加した純資産の額

第六十八条中「第三十九条第九項」との下に「前項二掲グル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲グル書類」とあるのは「前項二掲グル書類」とを加える。

第一百一条第二項中「又は準用商法特例法第七条第四項」を削り、「第一百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第十九条 商業登記法（昭和三十八年法律第一百一十五号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の次に次の二条を加える。

（株式交換による変更の登記）

第八十九条の二 株式交換による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 株式交換契約書

二 完全子会社の株主総会の議事録

三 完全子会社の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店又は支店がある場合を除く。

四 同法第三百五十三条第六項の場合には、同法第三百五十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

五 株式交換により資本を増加するときは、商法第三百五十七条前段に規定する限度額を証する書面

六 商法第三百五十八条第五項の規定による反对の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面

七 商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

（株式移転による設立の登記）

第八十九条の三 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前条第二号及び第三号に掲げる書面

二 第八十一条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面

三 商法第三百六十七条前段に規定する額を証する書面

（2）

2 公告をしたことを証する書面

第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

（法人税法の一部改正）

第二十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「ト」とし、ホを「ト」とし、二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

八 商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転による同法第三百五十二条第一項の完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転による当該完全子会社株式（同項の完全親会社となる法人の株式で当該完全親会社の子会社から受け入れた株式をいう。）の受取人から当該株式交換により増加した資本の額その他の政令で定める金額の合計額を証する書面

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第二十一条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「商法第二百十条第二号から第五号まで若しくは第二百十条ノ三第一項（自己株式）の規定により取得して所有する株式」を「その所有する自己の株式で商法第二百十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」に改める。（預金保険法の一部改正）

第二十二条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号中「又は営業」を「営業」に改め、「い」との下に「株式交換」を加え、同項第四号並びに同条

第三項第三号及び第四号中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等、株式交換又は株式移転」に改める。

第六十六条第一項中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等、株式交換又は株式移転」に改め、適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款等に基づき株式交換について株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

第六十六条第三項中「金融機関が銀行」を「者が銀行等又は銀行持株会社等」に改め、「ある場合」の下に「又は商法第三百五十八条第一項の規定により株主総会の承認を得ないで株式交換を行おうとしたものである場合」を加え、「当該銀行」を「当該銀行等又は銀行持株会社等に、「に規定する」を「又は商法第三百五十八条第一項第八項に規定する」に改める。

第六十八条第一項中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第二項中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「金融機関」の下に「又は銀行等又は持株会社等」を加える。

第六十九条第一項中「係る合併、営業譲渡等」を「係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換」に改め、「除く。」の下に「又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等」を加え、「当該合併又は営業譲渡等」を「当該合併、営業譲渡又は株式交換」に改め、「当該金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、同条第四項中「受けた金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に、「各金融機関の貸借対照表（救済金融機関）を「全部の金融機関又は銀行持株会社等の貸借対照表（救済金融機関又は銀行持株会社等）」

に、「当該各金融機関」を「当該金融機関又は銀行持株会社等」に改め、同条第六項及び第七項中「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、同条第八項中「金融機関が」を「者が」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「銀行」を「銀行等又は銀行持株会社等」に改め、同条第九項中「銀行」を「銀行等又は銀行持株会社等」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「同条第四項」を「同法第三百五十八条第四項中「株式交換契約書ヲ作りタル日」とあり、並びに同法第四百十三条ノ三第四項」に改まる。

イ 完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）となつた銀行等又は銀行持株会社等の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり完全子会社（同項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。）となつた銀行等の定款にその定めがない場合における当該完全子会社となつた銀行等の株式交換についての承認

当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同法第三百五十四条第一項各号に掲げる書類（株式交換により完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等にあつては、当該株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面）を本店に改め、同条第十一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加える。

第七十六条の次に次の二条を加える。

「第七十九条の見出し中「又は営業譲渡等」を
「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第
一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定
に係る銀行持株会社等」を加え、同条第六項中
「又は第四項」を「第四項又は第六項」に、「又
は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」
に改め、「救済金融機関」の下に「又は救済銀
行持株会社等」を加え、同項を同条第八項とし、

第七十一条の見出し中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第一項中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「いう。」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換の当事者である銀行持株会社等（以下「緊急性の認定に係る銀行持株会社等」という。）」を加え、同条第四項中「登記」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換による変更の登記」を加える。
第七十一条の見出し中「効果」を「効果等」に改め、同条に次の一項を加える。
緊急性の認定に係る金融機関である銀行等

口 完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等が株式交換により定款を変更してイに規定する定めを設ける場合における当該完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等の株式交換についての承認及び完全子会社となつた銀行等の定款にその定めがないときの当該完全子会社となつた銀行等の株式交換についての承認第七十四条第四項中「金融機関」の下に「マサニチヤ銀行持株会社等」を加え、同条第五項中「銀行等又は銀行持株会社等」には「営業譲渡等又は営業譲渡等又は株式交換に、又は営業の全部」を、「営業の全部」には「譲り受けた銀行等」を「譲り受けた銀行等」を

第七十六条の二 緊急性の認定に係る株式交換により完全子会社となつた銀行等は、当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式交換があつた旨、一定の期間内に株券及び端株券を当該銀行等に提出すべき旨並びに株式交換の日において株券及び端株券は無効となつた旨を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

3 2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 商法第二百六十六条の規定は、第一項の手続について準用する。

6 同条第五項の次に次の二項を加える。
株式交換についての第一項の規定による公
告がされたときは、当該株式交換は株式交換
の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、完
全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等
等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務
並びに完全子会社となつた銀行等、その株
主及び第三者の間に生じた権利義務に影響を
及ぼさない。

7 金融再生委員会は、株式交換についての第
一項の規定による公告をしたときは、完全親
会社となつた銀行等又は銀行持株会社等につ
いて、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株
会社等の本店及び支店の所在地の登記所に囁
きしむることとする。

及び緊急性の認定に係る銀行・持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四条及び第七十六条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていらないものとみなす。

第七十四条第一項中「同じ。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行・持株会社等」を加え、「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第一項第一号中「又は営業」を「営業」に改め、「譲受け」の下に「又は株式交換」を加え、「次号に掲げる場合」を「次号及び第二号の二に掲げるもの」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

第七十一条の次に次の二条を加える。

(株式交換に反対する株主の株式買取請求権)

第七十八条の二 緊急性の認定に係る株式交換

で当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等又は銀行持株会社等の株主で、同項の株主総会に先立つて当該銀行等又は銀行持株会社等に対し書面をもつて株式交換に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において株式交換の承認に反対したもの、当該銀行等又は銀行持株会社等に対し、その者の所有する株式を株式交換がなかつたならばその株式の有して

第八十条に次の一項を加える。
緊急性の認定に係る株式交換については、商法第三百六十条及び第三百六十三条第一項並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項は、第三百三十二条ノ三、第三百三十五条ノ七及び第三百四十四条の規定を準用する。この場合において、商法第三百六十条第一項及び第三百六十条第三条第一項中「株式交換ノ日ヨリ」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限ガ同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限ノ到来セル日ヨリ)と読み替えるものとする。

条ノ四後段」の下に「第三百五十三条第一項及び第三項から第七項まで、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十九条、第三百六十一条、第三百六十二条第一項及び第三項、第三百六十三条第一項」を加える。

第九十条第一号中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第五号

中「又は第八十条第一項」を「第八十条第一項」に改め、「第四百十四条ノ二の規定」の下

に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条の規定」を「第四百十四条ノ二

準用する同法第三百六十条第一項」を加える。

第二十三条 銀行法の一部を次のように改正す

る。

第三百六十条の規定」を「第四百十四条ノ二の規定」の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条第一項」を加える。

第一項の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条第一項」を加える。

第二十三条 銀行法の一部を次のように改正す

る。

第二十三条の二第三項中「次項において「利益

相当額」又は「損失相当額」という。」を削り、

同条第四項を削る。

第二十三条の二第三項中「株主」を「株主等」

に改め、同条中「帳簿閲覧権」の下に「第二

百九十三条ノ八（親会社の株主の帳簿閲覧権）

及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）

第四十四条ノ三（親会社の社員の帳簿閲覧権）

を加える。

第二十三条の二第三号及び第五十三条第三項第五

号中「設立」の下に「株式移転」を加える。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改

正）

第二十四条 株券等の保管及び振替に関する法律

（昭和五十九年法律第二十号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条中「会社」の下に「株式交換、株

式移転若しくは」を加える。

第三十二条に次の二項を加える。

7 会社の親会社（商法第一百十一条ノ二第一

項（有限会社法昭和十三年法律第七十四号）

第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は

杜員は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会社の実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができ

る。

第三十五条第一項に後段として次のように加える。

商法第三百五十八条第八項及び第四百十三

条ノ三第八項の規定の適用についても、同様

とする。

第三十五条第一項中「会社」の下に「株式

交換、株式移転若しくは」を加える。

第三十九条第三項中「第三十二条第三項」の

下に「及び第七項」を加え、同条第四項中「

それぞれ」を「それぞれ」に改め、「実質投資

主名簿」との下に「第三十二条第七項中「親

会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社

法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第

一項において準用する場合を含む。）に規定す

る親会社をいう。）の株主又は杜員」とあるの

は「親法人（証券投資信託及び証券投資法人に

関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

第八十二条第一項に規定する親法人をいう。）

の投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再

生委員会」と」を加える。

第三十六条第三号中「含む。」の下に「又は

第四十六条第三号中「含む。」の下に「又は

第七項（第三十九条第四項において準用する場

合を含む。」）を加える。

（金融先物取引法の一部改正）

第二十五条 金融先物取引法（昭和六十三年法律

第七十七号）の一部を次のように改める。

第九条中「第六十二条」との下に「同法

第二百四十四条第四項中「前項ニ掲タル書類二、

同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類

二とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

第十二条第七項中「あるのは、」を「あるの

は」に改め、「第十二条第一項」との下に「、

同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲タル書類

二とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル同項ニ掲タル書類）とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

第三十五条第一項第十四号中「第十九条第六

項若しくは第九項」を「第十九条第五項若しく

は第八項」に改める。

（保険業法の一部改正）

第二十七条 保険業法の一部を次のように改正す

る。

第十五条第一項第一号中「又は第二項」を削

る。

第三十一条中「第十九条第六項及び第九項」を「第十九条第五項及び第八項」に改める。

第四十一条第一項第一号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第五十四条第一項第十四号中「第十九条第六

項若しくは第九項」を「第十九条第五項若しく

は第八項」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第二十六条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

（保険業法の一部改正）

第二十七条 保険業法の一部を次のように改正す

る。

第十五条に次の二項を加える。

3 会社に対する商法第二百九十三条第一項第六

号（利益の配当）及び第二百九十三条ノ五第五

号（中間配当）の規定の適用につい

ては、これらの規定中「資産」とあるのは「資

産（保険業法（平成七年法律第百五号）第百

二条第一項ノ規定ニ依リ取得価額ヲ超工時価

ヲ超エザル価額ヲ付モノトシタル場合ハ其

ノ付シタル価額」とする。

第十六条の見出し中「株主」を「株主等」に

改め、同条中「帳簿閲覧権」の下に「第二百

三項第五号（中間配当）」と、「取

得価額」とあるのは「取得価額（同法第二百

二条第一項ノ規定ニ依リ取得価額ヲ超工時価

ヲ超エザル価額ヲ付モノトシタル場合ハ其

ノ付シタル価額」とする。

第十四条の見出し中「親会社」を「親会社法（昭和十三年法律第七十四号）第

四十四条ノ三（親会社の社員の帳簿閲覧権）」とし、同条第一項ノ規定ニ依リ取得価額ヲ超工時価

ヲ超エザル価額ヲ付モノトシタル場合ハ其

ノ付シタル価額」とする。

第十四条の見出し中「親会社」を「親会社法（昭和十三年法律第七十四号）第

四十四条ノ三（親会社の社員の帳簿閲覧権）」とし、同条第一項ノ規定ニ依リ取得価額ヲ超工時価

ヲ超エザル価額ヲ付モノトシタル場合ハ其

ノ付シタル価額」とする。

第十四条の見出し中「親会社」を「親会社法（昭和十三年法律第七十四号）第

四十四条ノ三（親会社の社員の帳簿閲覧権）」とし、同条第一項ノ規定ニ依リ取得価額ヲ超工時価

ヲ超エザル価額ヲ付モノトシタル場合ハ其

ノ付シタル価額」とする。

法律第二百二十一号の一部を次のように改正す
る。

第五条第一項を削り、同条第二項中「前項」
を「同項の規定による条件が定められた合併に
係る株主総会の承認」に改め、同項を同条第一
項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する
法律の一部改正)

第三十一条 特定目的会社による特定資産の流動
化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十二条中「並びに商法」を「中「株主」
とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第
四項中「前項ニ掲タル書類」、同条第四項ノ規
定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類(子会社ガ有限
会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準
用スル同項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ
掲タル書類」と、同法

第一百一条第一項に次の一号を加える。
三 資産につき時価を付すものとした場合
(前条第一項において準用する商法第二百
八十五条ノ一第一項たゞし書及び第二項
(これららの規定を前条第二項において準用
する同法第二百八十五条ノ五第二項及び第
二百八十五条ノ六第二項において準用する
場合を含む。)の場合を除く。)において、
その付した時価の総額がその取得価額の総
額を超えるときは、時価を付したことによ
り増加した貸借対照表上の純資産の額
号の次に次の二号を加える。

三 最終の決算期において資産につき時価を
付すものとした場合(第二百条第二項におい
て準用する商法第二百八十五条ノ一第一項
たゞし書及び第二項(これららの規定を第二
五百五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第
二項において準用する場合を含む。)の場
合を除く。)において、その付した時価の
総額がその取得価額の総額を超えるとき

は、時価を付したことにより増加した最終
ものの限る。)に係る事項を行わないこと

を決定したこと。

と又は当該機関が当該決定(公表がされた
ものに限る。)に係る事項を行わないこと
を決定したこと。

三百六十三条、第三百七十二条、第三百八十二条
に改める。

第二十一条第一項中「第三百四十五条第一項」
の下に「、第三百五十三条第四項(同法第三百
六十五条第三項において準用する場合を含
む。)」を加え、同条第一項中「第三百四十八条
第一項」の下に「、第三百五十三条第五項、第

三百六十五条第二項」を加える。

ハ 合併
二 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又
は譲受け
ハ 新製品又は新技術の企業化
ト 業務上の提携その他ハイから今までに
掲げる事項に準ずる事項として政令で定
める事項

六 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事
実が発生したこと。
イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過
程で生じた損害
ロ イに掲げる事実に準ずる事実として政
令で定める事実

七 当該上場会社等の子会社(第二条第一項
第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有
価証券で証券取引所に上場されているもの
の発行者その他の大蔵省令で定めるものに
限る。)の売上高等について、公表がされ
た直近の予想値(当該予想値がない場合は、
公表がされた前事業年度の実績値)に比較
して当該子会社が新たに算出した予想値又
は当事業年度の決算において差異(投資者
の投資判断に及ぼす影響が重要なものとし
て大蔵省令で定める基準に該当するものに
限る。)が生じたこと。

八 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会
社等の子会社の運営、業務又は財産に關す
る重要な事実であつて投資者の投資判断に
著しい影響を及ぼすもの

三 第百二条第三項中「又は第一号ホ」を「若しくは第一号ホ」

に改め、「分配」の下に「又は当該上場会社
等の属する企業集団の元上高等」を加え、同
項に次の四号を加える。

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決
定する機関が当該子会社について次に掲げ
る事項を行うことについての決定をしたこ

と又は当該機関が当該決定(公表がされた
ものに限る。)に係る事項を行わないこと
を決定したこと。

部を次のように改正する。

第十一條第一項中「同法第三百八十条」を「第
三百六十三条、第三百七十二条、第三百八十二条」

に改める。

三百六十三条、第三百七十二条、第三百八十二条
の下に「、第三百五十三条第四項(同法第三百
六十五条第三項において準用する場合を含
む。)」を加え、同条第一項中「第三百四十八条
第一項」の下に「、第三百五十三条第五項、第
三百六十五条第二項」を加える。

平成十一年八月二十四日印刷

平成十一年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局